

官報

昭和四十年二月二十三日

第四十八回 衆議院會議録 第十号

昭和四十年二月二十三日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和四十年二月二十三日

午後二時開議

第一 外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君外四名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○今日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

日程第一 外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案

(山本幸一君外四名提出)

櫻内通商産業大臣の夕張炭鉱爆発事故についての発言

吉武自治大臣の昭和四十年地方財政計画について

の発言及び質疑

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

及び地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員前田房之助君は、去る十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る二十日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕
衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰された従三位勲一等前田房之助君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

人事官任命につき同意を求めるの件
○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、人事官に島田巽君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君外四名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○議長(船田中君) 日程第一は、提出者より委員会の審査省略の申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第一、外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案を議題といたします。

外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案

右の議案を提出する。

昭和四十年二月十六日

提出者

山本 幸一 中井徳次郎

野原 覺 下平 正一

赤松 勇

賛成者

赤路 友藏 外百四十名

外務大臣椎名悦三郎君不信任決議案

本院は、外務大臣椎名悦三郎君を信任せず。

右決議する。

理由

一 椎名外相は、国会の開会中、しかも東南アジアに重大な危機が進行しているとき、国民の大多数の反対をおしきつて、あえて訪韓し、日韓基本条約草案については仮調印まで行なおうとしている。これは、佐藤内閣の外交の基本姿勢の誤りを示すとともに、日韓会

談そのものについてもこれまでの懸案一括解決の言明を明らかに裏切るものであり、さらに条約の事前審議に関する憲法第七十三条の規定に違反するものである。

一 椎名外相は、これまでの国会審議を通じて明らかによりに外交上の定見にかけられるばかりでなく、国会におけるその答弁態度は全く無責任、不真面目きわまるものである。

一 現在の日韓会談は、南北両朝鮮の統一を阻害し、実質上の東北アジア軍事同盟の結成となり、日本独占資本の経済侵略をもたらすなど、かえつて日朝両民族の真の友好を妨げるものである。現に日朝それぞれの国民の間に強い反対の事実があるにもかかわらず、両政府はこの危険な計画の実現のため、一方で大衆運動の弾圧をはかるとともに、他方で日本政府はかつて反対運動の先頭に立つた韓国学生を国費を使って招待し、懷柔をはかるなど種々な策謀をこころみている事実も明らかとなつた。

一 日本外交の基本は、日本およびアジアの平和と繁栄を実現することにある。しかるに椎名外相の外交政策は就任以来、ことごとくにこれに逆行している。中国の国連代表権を否定し、吉田書簡に見られるように、日中の国交回復、経済交流を阻害し、日韓会談を促進し、原潜寄港を許し、アメリカの危険な東南アジア政策に協力するなど、日本とアジアの平和に重大な障害を与えている。

これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。赤松勇君。

昭和四十年二月二十三日 衆議院會議録第十号

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

一〇四

〔赤松勇君登壇〕

○赤松勇君 私は、日本社会党を代表いたしましたし、ただいま上程されました権名外務大臣不信任決議案の趣旨説明を行なわんとするものであります。(拍手)

まず、案文を朗読いたします。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

本院は、外務大臣権名悦三郎君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

以下、その理由を申し上げます。

一、外務大臣権名悦三郎君は、国会の開会中、しかも東南アジアに重大な危機が進行しているとき、国民の大多数の反対を押し切つて、あえて訪韓し、日韓基本条約の仮調印まで行なつたのである。これは、佐藤内閣の外交の基本姿勢の誤りを示すとともに、日韓会談そのものについてもこれまでの懸案一括解決の言明を明らかに裏切るものである。さらに、条約の事前審議に関する憲法第七十三条の規定の精神に違反するものである。

一、外務大臣権名悦三郎君は、これまでの国会審議を通じて明らかに、外交上の定見に欠けるばかりでなく、国会におけるその答弁態度は全く無責任、無能、ふまじめきまるものである。(拍手)

一、現在の日韓会談は、南北両朝鮮の統一を阻害し、実質上のアジア軍事同盟の結成となり、日本独占資本の経済侵出をもたらすなど、かえつて日朝両民族の真の友好を妨げるものである。現に日朝それぞれ国民の間に強い反対の事実があるにもかかわらず、両政府はこの危険な計画の実現のため、一方で大衆運動の弾圧をはかるとともに、他方で日本政府はかつて反対運動の先頭に

立つた韓国学生を国費を使って招待し、懷柔をはかるなど、種々な策謀を試みている事実も明らかとなった。

一、日本外交の基本は、日本及びアジアの平和と繁栄を実現することにある。しかるに外務大臣権名悦三郎君の外交政策は、就任以来、ことごとくこれに逆行している。中国の国連代表権を否定し、吉田書簡に見られるように、日中の国交回復、経済交流を阻害し、日韓会談を促進し、原子力潜水艦の寄港を許し、アメリカの危険な東南アジア政策に公然と協力するなど、日本とアジアの平和に重大な障害を与えている。これが、本決議案を提出する理由であります。

まず、私は、佐藤内閣が発足してわずか数カ月を出ずして、ここに外務大臣権名悦三郎君に対する不信任の決議案を提出し、政府の外交政策を糾弾せざるを得ないという、きわめて重大な情勢に今日立ち至っていることを心から憂へ、かつ、遺憾とするものであります。

もともと、かの悪名高い指揮権発動によって、造船廠の断罪を免れ、その政治生命をからくも取りとめた佐藤首相のもと、これまた古今まれに見る大がかりな買収選挙を行なつて、かろうじて司直の追及を免れた権名外務大臣に、日本外交の将来をゆだねることについて、国民は多大の疑惑と不信の念を抱き続けておるのであります。(拍手)

しかしながら、権名悦三郎君が就任後、口を開けば平和外交、自主外交、アジア外交を強調し続けてきたので、その過去にとらわれることなく、虚心たんにその言に信頼を寄せ、池田前内閣の外交上の手詰まりを権名外務大臣が少しでも前に向きに打開していくことをわれわれはひそかに期

待して、現実の外交の経緯を今日まで見守つてまいったのであります。

ところが、外交の実態は一体どうであつたか。その言に反して、対米追従、戦争につながる外交を日一日と国民の目をこまかしながら積み重ねていつているのであります。池田前内閣すら、国民世論の反対をおそれて、ついに踏み切れなかつたアメリカ原子力潜水艦の寄港を許し、いままた、日韓会談の妥結を急いでいるのであります。

中国問題にしても、前向き姿勢を継承するかのような発言を繰り返しながら、現実には日中関係の調整はおろか、池田前内閣の敷いた日中貿易協定のレールさえも、取りはずそうとしているのであります。また、国際連合においては、アメリカが中華人民共和国の加盟を排除するために、苦肉の策として採用した重要事項指定方式を世界各国に向かつてちやうちん持ちして歩く姿は、まさに卑屈な物ごいに似た対米追従外交以外の何ものでもございません。(拍手)恩に報ゆるという私情から、今日もお台湾政府に義理立てて、国の将来を誤ることは断じて許し得ないことであります。

〔拍手〕

われわれは、終戦の混乱期に在華同胞に示された厚情は、七億の中国人民全部に対し感謝すべきであつて、これを蔣介石一人の恩義に断じて帰すべきではないと考えておるのであります。(拍手)さらにまた、今日最も険悪な情勢にある南ベトナムに対して、すでに南ベトナム人民の信頼と支持を完全に喪失してしまつたアメリカのかいらい政権へ、物質的な援助という名目でみずから危険な結びつきを強化し、ベトナム人民の血をさらにもく流させようとしておるのであります。もはや民心は政府を離れ、戦いにうみ、ひたすら平和を

望むベトナムの真情を無視して、ゆえなく戦いを続けさせようと必死になつておるアメリカの政策に協力する佐藤内閣の政策は、強く国民の名において糾弾されなければならないと考えるのであります。(拍手)

さらに、日本の完全独立にとつて最も重要な沖縄、小笠原諸島の返還についても、日本への即時復帰という本質的な問題を避けて、いたずらにアメリカ軍による軍事占領の意義のみを評価し、施政権返還の大義を沖縄住民の福祉向上という名目にすりかえようと企図しているのであります。貧しくとも祖国のふところへという沖縄同胞の血の願いを冷ややかに傍観する政府の態度は、断じて容認できません。

これら、権名外務大臣が現実にとり来たり、今後推進せんとする外交を総括すれば、そこに一片の対米自主外交も、あるいは真のアジア平和外交も見出すことができないのであります。むしろ、日本がアメリカの核基地と化し、南ベトナムの戦乱にずるずると巻き込まれていく危険さを感じるのであります。

御承知のごとく、アメリカと同じ陣営にあるフランスは、すでにアメリカの政治的、経済的桎梏から脱却して、そして経済的にも、また政治的にも、自立基盤を強化しながら、東西両陣営の軍事対立の間に立つて、国際平和への指導権の確立に努力しつつあります。これは、単にヨーロッパにおいてだけでなく、中国、インドシナをめぐるアジアの政治情勢にも、次第に大きな影響力を与えようとしておるのであります。

しかるに、アジアの日本を自負する政府の外交は、今日の危険なアジア政局に対して、その無力、無能ぶりを遺憾なく露呈し、何一つアジア平和への積極的な指導権を発揮し得ない状態に置か

れておるのであります。いな、むしろ逆にアメリカのしり馬に乗って、すでに人民の支持と信頼を喪失している台湾、南ベトナム、韓国の政府との提携を深め、それぞれ中国、北ベトナム、北朝鮮を無益に刺激して、緊張激化と戦争への火つけ役の役割を果たそうと目論んでいるのであります。

このように見てまいりますと、一体権名外務大臣は、日本の将来、日本の外交のあり方について、いかなる定見を持っておるのか、はなはだ疑問に思ふのであります。さらに、言行不一致、みずからの言動にささかの責任を感じない権名外務大臣の態度は、もはやその任能力を越え、外務大臣の重責にたえない何よりの証拠だといわざるを得ないのであります。(拍手)

次に、われわれが外務大臣権名悦三郎君に対する不信任決議案を提案する他のおもな理由は、当面の日韓会議に關してであります。

十数年の長きにわたつた日韓会議がこれまで妥結しなかつた最も大きな原因は、日朝両国民が常に強力に反対して戦つてきたからであります。国民の強力な反対は、韓国においてはしばしば政変をもたらし、交渉中断のやむなき状態をたびたび引き起こしたのは、疑いのない事実であります。

日韓会議妥結に反対するこのような国民の意思は、今日いささかも変わっておりません。これは今後の事態がさらに一そう明瞭になっていくでありましょう。その主たる理由は、現在の日韓会議は、全朝鮮民族の共通の悲願である南北朝鮮の統一をはかるか後方に追いやり、そして、南北両朝鮮がきびしく対峙する中で、疲弊した韓国経済を目本の独占資本が再び支配することを何よりもおそれているからであります。朝鮮の併合を栄光の帝

国主義としてこれをみずから承認する権名外務大臣、さらに二十年間朝鮮を保持していたらものとよくつたであらうと外務省記者団に真意を披露した高杉首席代表らによって進められている日韓交渉の目的が、いまや何であるかは、言わずとも明らかであります。私たちは、栄光ある帝国主義の再来を、日本国民のために、アジアの平和のために、断固として反対せざるを得ないのであります。(拍手)

日韓会議の妥結が南北朝鮮の分裂状態を固定化し、その対立を激化させることは、何と言おうと必至のことです。現に、日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国に対し、韓国と比べて、貿易の面においても、また、政治の面においても、極端な差別政策を行なつておるのであります。さらに、親きよだいの訪問や墓参りすらこれを許そうとせず、まさに政府は人道の道理をも忘れてしまったのかと私は疑ふものであります。日本が真に善隣友好の見地から朝鮮を考えるならば、常に全朝鮮の将来を見通し、三十五年間にわたる植民地支配を償ふ意味で、朝鮮人民全体の幸福と願望に沿ふものでなければならぬのであります。このようにして初めて、わが国の反省は朝鮮のすべての人々たちによって納得されるのであります。

権名外務大臣は、最も近隣の朝鮮に対してさえ、朝鮮民主主義人民共和国を含む全朝鮮との将来の関係を何ら見通し得ない、まさに近視眼的外交に終始しておるといわざるを得ないのであります。沖縄の人たちの祖国復帰への心情は、南北朝鮮の人たちの統一への心情と相通するのであります。私は、朝鮮人民の幸福は、韓国との国交などではなく、まず何よりも統一を第一義として、それに沿うような努力をすることこそが、隣国朝鮮の最も

望むところであり、それがわが国の反省の何よりのよきあかしではないかと思ふのであります。

(拍手)

われわれは、この無定見な日韓会議の背後に、アメリカの危険な動向をも見のがすわけにはまいりません。すなわち、行き詰まつた南ベトナムの戦線では、アメリカの要求によって韓国軍が派兵され、アジア人にはアジア人をもつて戦わせるアメリカの軍事方針が、実行に移されているのであります。それと同様な事態が、日韓会議妥結を契機に、日本の自衛隊にも及ぶこと必至であります。まさに暴露された自衛隊の三矢研究は、はしなくもこのことを国民の前に明らかにしたのであります。

まさにこれはアメリカを中心とするアジア軍事同盟を前提にした作戦計画にはかならないものであり、反対者に対しては強権を発動してこれを弾圧し、ひたすら日韓交渉妥結に急ぐのは、真に日朝両国民の友好善隣が目的でなく、危険な軍事目的がその背後に隠されていることに、注目せざるを得ません。(拍手)

善隣友好を名としながら、裏では着々戦争準備が行なわれ、日本、アメリカ、韓国、台湾、それに南ベトナムとの軍事提携を深めつつある現下の重大なる現実を、われわれは声を大にして国民に訴え、この際警鐘を乱打するものであります。権名外務大臣がもしこの戦争準備計画を知らないで日韓会議の妥結を急ぐとすれば、みずからの無知、無能ぶりを露呈したものであり、明らかに外務大臣は失格であり、もし知りつつ会議妥結を急ぐのであれば、この戦争政策には、われわれは断固として鼓を鳴らして糾弾しなければなりません。私も、かように日本の平和にとつてきわめ

て重大な関係を持つ日韓会議が、国民の大多数の反対を押し切つて強行されるのを、黙視することはできません。すでに基本条約の仮調印の段階にありながら、事前に国会で審議はおろか、報告すら行なわず、しかも不信任案の提出中にもかかわらず、権名外務大臣が訪韓をして、仮調印まで強行するに至つては、国会無視もはなはだしく、みずから議会民主主義をじゅうりんしたものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)さらに、これは、条約の事前審議を明記する憲法第七十三条の精神にも違反する行為であり、権名外務大臣の非民主的暴挙を、この際、国民とともに徹底的に追及せんとするものであります。

さきの予算委員会に明らかにされたように、権名外務大臣は、朝鮮人民の日韓会議反対運動をおそれ、かつて反対運動の先頭に立つた韓国学生を国費をもつて招待するなど、こそくな懐柔政策を試みておりますが、なおかつ、韓国での学生デモを防ぐことができず、緊迫した民衆のデモとなすま卵や投石の歓迎を先日受けておるのであります。人民と人民との真の友好と理解を基礎としたものでない限り、かりにこそくな手段を弄して会議妥結を強行したとしても、それは両国の真の恒久的な親善友好に何ら寄与するものではないことを、特に外務大臣は銘記すべきであると思ふのであります。(拍手)

最後に、この際、政府がこれまでの逆コースを目ざす外交政策を一変して、日韓会議を直ちに中止し、日中関係の改善、打開に努力し、沖縄、小笠原諸島の返還を求め、アジアから一切の紛争を追放するために、真に自主、独立、中立、平和の外交を積極的に展開することを強く要求してやまないものであります。

以上、外務大臣樺山三郎君不信任決議案の趣旨を説明し、諸君の御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。福田篤泰君。

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 私は、ただいま議題となりました樺山外務大臣不信任決議案に対し、自由民主党を代表いたしまして反対の討論を行なうとしますのであります。(拍手)

ただいま社会党代表赤松勇君は、樺山外務大臣不信任案提出の趣旨弁明を行なわれたのでありますが、その述べられたところは、全く牽強附会もはなはだしきものでありまして、はたして何のための不信任案であるか、理解に苦しむところであります。(拍手)

不信任のおもなる理由として日韓問題を取り上げられておりますが、申すまでもなく韓国は、他のいすれの外国よりも、わが国にとって最も結びつきの深い国であります。地理的、歴史的、はたまた文化的にも、すでに千三百年以前から緊密なる関係があったことは御承知のとおりであります。この両国がその国交を正常化することは、あるべき本然の姿に帰ることでありまして、韓国は、すでに国際的にも世界の七十の国から承認をせられ、国際連合にもオブザーバーとして出席いたしておるのであります。今回の基本条約の仮調印についても、わが国の世論を代表する各有力新聞は、一昨日の二月二十一日、その社説におきまして、たとえ、一段階を画した日韓関係等の見出しをもちまして、みな賛同の意を表しておるのであります。(拍手)しかも、これによって韓国が安

定し、民生が向上すれば、日本、ひいてはアジア全体の安定と繁栄にも大きな役割りを果たすことと相なり、その意義はきわめて大きなものがあります。(拍手)

しかるに、社会党の諸君は、この当然行なわれなければならない日韓交渉に対し、依然として強く反対されておりますが、その根拠は薄弱かつ多くの矛盾を含んでおるものと申さねばなりません。すなわち、その反対の理由として、第一に、韓国と国交を正常化すれば、朝鮮の分裂は永久化され、統一は阻害されると主張されておるのであります。が、しかし、南北統一を妨害しておる真の原因は一体何でありましょうか。御承知のごとく、一九五四年、すなわち十年前の国連におきまして、第九回総会が開催せられ、その際、国連の監視のもとで全朝鮮の自由選挙を行ない、これによって単一政府をつくらんとするいわゆる国連方式なるものが打ち出されたのであります。これに対し、韓国は直ちに賛成いたしました。が、北朝鮮側は、人口の比例を認めず、かつ監視委員会の全会一致制度を強く主張いたしまして、いまなおこの国連方式に反対いたしておるのであります。換言すれば、南北統一は、北朝鮮が国連方式に賛成しなすれば実現できるのであります。(拍手)したがって、日韓正常化は統一を妨害するという社会党の主張は、全く事実を無視した議論であります。(拍手)これに関連して、私は社会党の諸君にお尋ねいたしたい。諸君のいかなる主張、いかなる宣伝ももとより自由であるが、北朝鮮が一九六一年七月、中共及びソ連と結んだ軍事同盟は、はたして南北統一の妨害になつておらないと、自信を持って断言できるではありませんか。(拍手)この一連の軍事同盟が締結された際行なわれた演説の中

で、フルシチョフ、周恩来及び金日成の諸氏は、日本、アメリカ及び韓国をもつて仮想敵国となし、明らかに敵視いたしておるのであります。このことが今日統一を妨害しておる大きな原因の一つであることは明々白々であります。(拍手)さらに極言いたしますならば、彼らのいう統一とは共產国家建設を意味する以外何ものでもないと思しき過言ではないのであります。(拍手)

私は、第二次世界大戦が生んだ今日の世界の悲劇の一つは、同一民族の領土が分割され、お互いに血をもつて争つておる現象であらうと存じます。ドイツ、ベトナム、または朝鮮の分割は、その民族の悲劇であるばかりでなく、世界の平和への脅威、戦争の原因でもあります。われわれは、全力をあげて、一日も早く国連を中心としてこれら諸民族の自主的統一の実現に向かって邁進しなければならぬと存じます。しかし、この問題の解決は、常に純粋に平和を愛する動機と信念のもとに努力すべきでありまして、関係各国の世界政策の道具または手段として利用してはならないと存するのであります。

次に、日韓交渉をもつてNEATO、すなわち北東アジア軍事同盟に結びつけ、これをつくるための前提なりとの議論もありますが、この種の議論は、ことさらに事実を歪曲した妄想にすぎないのであります。(拍手)すなわち、いわゆる十年交渉といわれ、また日韓交渉の過程において、いまだかつて軍事協力問題は取り上げられたこともなく、将来もまた考えておらないことは御承知のとおりであります。しかるに、NEATO軍事同盟がいまにも結成されるがとき説を繰り返し繰り返しておることは、見ようによりましては、共産圏の軍事同盟組織と武力強化とを正当

化せんとするための宣伝とも考えられるのであります。(拍手)しかも、わが国は、現行憲法に違反してまで国際的に広範なる軍事同盟に加わる義務もなければ、またその考えも持つておらぬのであります。さらに、韓国においては軍事力による統一の構想は薄らぎ、今日ではスローガンとして先建後統なる目標を掲げ、まず国内の建設に全力をあげ、しかる後に統一に進まんとする傾向にある現実も十分認識する必要があると存じます。

次に、社会党は、今回の仮調印をもつて政府は懸案一括解決の言明にそむくものであるといつておりますが、これは国際法を無視し、国会の審議権をみづから否定し、国民を欺く議論と申さねばなりません。すなわち、仮調印はあくまで外交交渉過程の中における手続にすぎないのであります。国民が重大なる関心を持つ漁業問題、竹島問題等はもろろんこれを次々に解決し、しかる後にこれらの諸協定をすべて一括して国会の承認を求め、同時に効力を発生せしめんとするのがいよいよ一括方式であります。(拍手)この基本方針は今後も堅持することは当然であります。

以上申し上げましたとおり、日韓問題に対する社会党の見解なるものはいかに偏見と欺瞞に満ちておるかは、これで明々白々であらうと存するのであります。(拍手)願わくは、一国の運命を左右する外交政策を論ずるにあたりましては、野党の諸君も党利党略を離れ、国家的見地に立つ心がまえを持っていただきたいのであります。(拍手)これに関連し、本年一月韓国を訪問された社会党の長谷川保君は、一月十五日、ソウルにおける日本記者団との会見におきまして、きわめて率直に「韓国の実情を初めて見て、社会党の日韓会談反対闘争に修正を加えねばならないと感じた。」

(拍手)「南北統一」を実現するためには、むしろ韓国の経済的、産業的復興が先決である。わが党は北朝鮮にばかり目を注いで、いままでも韓国についてはあまり知らなかった云々」と述べられておるのであります。(拍手)社会党にも正論の士ありというべきであります。(拍手)

さらに、ベトナム問題に対しまして、社会党の主張は、あたかもひたすら米国の失敗を祈るような印象を与えておりますが、わが党は、一日も早く内戦が終結し、平和と統一を求めるベトナム大衆の熱望が実現されることを心から念願いたしております。政府もこの基本的方針をしばしば国会において声明をいたしておるのであります。現に、政府は相次ぐ戦禍に悩むベトナム国民の窮状を救うべく医療団を派遣いたしておりますが、このようない人道的考慮に基づく救援措置を目して、どうしてベトナム内戦を激化するものであると強弁されるのであります。

また、沖縄、小笠原問題も、施政権の返還はわが党の一貫する方針でありまして、この線に沿って一歩一歩現実的なアジアの諸情勢の中で真剣に鋭意努力してまいっておるのであります。何ら責任のない野党の立場とはおのずから異なることは当然であります。(拍手)

さらに、権名外務大臣が国会開会中、かつ東南アジアの危機のさなかに訪韓したことを非難する向きもありますが、一国の外交最高責任者が機を見て東奔西走し、みずから現地に乗り込んで必要なる外交折衝を行なうことは、今日世界の外交の常道であります。日韓交渉早期妥結の重要性を認識して訪韓した外務大臣の熱意と見識とは、高く賞賛されこそすれ、これを非難するがごときは、当を得ざるもはなはだしきものといわねばなりません。

(拍手)

権名外務大臣は、就任以来、わが国外交の基本方針にのっとり、外交施策を強力に展開してまいっております。国連総会への出席、佐藤総理訪米への同行、日英定期協議出席等、全く席のあたたまるひまもないほどの活躍ぶりを示しておるのであります。われわれはその努力に対し、深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)

最後に、わが国外交を自しして、米国の追従の外交なりとし、米国の背後にあつて圧力をかけているとの、まことに恥すべき無定見なる説をなす者がいまだに残っております。しかしながら、われわれは、誇りを持つべきわが国が、外国の指図によつて動くといふがごときは、みずからその愛すべき祖国の自主性と尊厳を傷つけるものなりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)いな、むしろ、日韓交渉反対を、原子力潜水艦寄港阻止とともに、総評と左翼勢力を中心とする政治運動に織り込み、政府の外交政策をいさすに非難攻撃せんとするがごときは、まさに共産諸国家の宣伝と謀略に乗ぜられつつありとの良識ある国民の批判に対し、社会党は、謙虚に反省の要ありと信ずるものであります。

以上、権名外務大臣不信任決議案に対する反対の所見を申し上げ、諸君の御賛同をお願いするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 石野久男君。

○石野久男君登壇

○石野久男君 私は、ただいま上程されました権名外務大臣不信任案に、日本社会党を代表して賛成の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

ただいま福田議員は、権名外務大臣の信任を支

持するために、こじつけた意見を述べられました。民族を裏切り、軍閥の上に乗った朴政権、それと取引をしておる佐藤内閣、その佐藤内閣がいま日韓会談を進めるにあつて、北の朝鮮の問題に就いて、福田議員は、社会党に尋ねると言いました。社会党は、六一年七月の中国と朝鮮との軍事同盟をどういふふうに考へてゐるかといふことであります。韓国はアメリカとの間に、すでにそれ以前から軍事同盟を持つておるということを福田さんは知らないでゐる。(拍手)そうして、彼は、虚構の事実の上に立つて、いたずらに非難しようとしておるのであります。私は、これから権名外務大臣を不信任する理由を申し上げます。

賛成する第一の理由は、権名外相は、平和外交の識見がないといふことであります。特に、アジア外交における基本的理念が大東亜共栄圏の夢を依然として追つておる亡国の政治屋であるといふことであります。

今日、日本の外交は、中国、朝鮮を中心としたアジア平和外交の確立なくしては、経済的にも、政治的にも、百年の計を誤ることはだれでも知つてゐることです。(拍手)しかるに、権名外相は、その著書「童話と政治」で、「台湾を経営し、朝鮮を合邦し、満洲に五族協和の天地をつくったことが帝国主義といわれるなら、それは光榮の帝国主義である。」とわずか二年前に、このことを彼が通産大臣のときに書いておるのであります。(拍手)彼は予算委員会において、そのことは、すでに改めたといいました。そしてまた、彼は、共同声明の中においても、それを改めたと書いておられます。しかし、彼は依然として中国封じ込めの政策に確信を持っております。その

政策は改めようとはしていないのであります。彼はまた、三十六年間にわたる日本の朝鮮支配に反省せず、朝鮮人民の南北統一を少しも考えようとしないのであります。むしろ、平和統一を決定的に阻害する日韓会談基本条約の仮調印をしたのであります。権名外相の、光榮の帝国主義の考へ方を全く改めたいと答へるはうそであります。アメリカの中国封じ込め政策に積極的に協力し、北進派共統一の朴政権と大きく手を握つて、権名外相の行なうその政策の中の、いずれに光榮の帝国主義の思想が消えているといふことが言えるのであります。いづこに過去を反省し、朝鮮国民に示しておることが言えるのであります。

うか、権名外相は、依然として忘れることのできない光榮の帝国主義、大東亜共栄圏の夢を追ひ、平和外交の基調を持つていないといふ事実を示しておるのであります。(拍手)

第二の理由は、彼が行なつた日韓基本条約の仮調印は、秘密外交の最たるものであるといふことであります。

憲法をじゅうりんし、国会を無視し、侮辱することこれに過ぎるものはないといわなければなりません。権名外相は、本院において日韓会談の一括解決を確認し、基本条約の仮調印を行なわないうことを明確にし、また、羽田を立つ際にも重ねてそのことを声明した。しかし、わずか三時間の後、金浦飛行場におり立つや、胸を張つて、仮調印する意思のあることを公式に声明したのであります。何たる国会を侮辱することでありましょう。われわれは、このような権名外相の政治姿勢を問題にしなければなりません。彼は、台閣に列して、身を外務大臣の要職に置き、その政治責任をはたして何人に対してとらうとしておるのであ

りましうか。彼の眼中には、アメリカと朴かい
らひ政権があつて、祖国と日本人がないのであり
ます。(拍手)われわれは、かくのごとき外務大臣
に国政をゆだねることはできないのであります。

条約第三条は、韓国政府を規定するにあたつて、かつて池田政府が再三再四にわたつて確認した三十八度線以南にある限定政権であるという事実をばやかし、朝鮮民主主義共和国の存在を故意に抹消しようとしているのであります。その表現は、朴政権の北進滅共統一を支持する戦争政策に加担していることを意味し、きわめて危険であります。のみならず、国会に対する政府答弁をほごにする、悪質にしてきわめて反動的な、民主国会を冒瀆する非立憲的政治態度であるといわなければなりません。(拍手)憲法第七十三条第二項、第三項、外交関係の報告、条約事項の事前の国会承認を意圖的に踏みにじっていることとあわせて、憲法をじゅうりんし、国民と国会を欺いて、秘密外交を強行する権名外相を、憲法を守り、民主国会の尊嚴と日本の平和を守るために、断固として糾弾せざるを得ないのであります。(拍手)

第三の理由は、日韓会談早期妥結の必要性は、もっぱらアメリカ側にあつて、権名外相は、あやつり人形が演ずるサル芝居に似て、その外交に自主性を欠いているということです。(拍手)

昨年六月、韓国の学生デモで日韓会談が中断するや、固もなく在日、在韓米国外大使が第七次会談再開のためにきわめて活発に裏工作を行つたことは、諸君御承知のところでありました。在日エマソン公使の動きは特に目ざましく、七次会談再開後、本月二日、彼は在日韓国代表部をたずね、日本国外務省に足を運び、日韓早期妥結を強要しているのであります。また、権名外相訪韓と

時期を合わせて、米国防務省のメンデンホール担当地域局長ら三名の高官がソウルにおもむき、その側面援助を行なつておるのであります。韓国の各新聞は、このことを三角交渉だとして激しく非難しているのであります。さらにまた、二月十八日、米国防長官マクナマラが、下院の軍事委員会に提出した国防年次報告書には、本筋とは全く関係のない日韓交渉に重大な関心が払われているのであります。さきに問題になりました三矢研究における日韓会談早期妥結が条件となつていふことと符節を合わせて、軍事的要請が日韓会談に各方面から期待されていることを見のがすわけにはま

いられないのであります。(拍手)アメリカは日韓会談を重視しております。そして積極的に働きかけているのであります。アメリカはベトナム戦線後退のやむなき状態を早くから知つております。アメリカは極東における米国の軍事基地として、大陸最後のよりどころを南朝鮮にかけております。その南朝鮮を死守する肩がわりに日本が期待され、権名外務大臣は、その糸のたぐられるままにあやつられておるのであります。見よ、われわれの周囲には、南朝鮮の人民と手をつながずして、軍事政権朴正熙と手をつながなければならぬ一片の条件だにあるではありませんか。自主性なき権名外相を不信任するゆえんのもの、ここにあるのであります。

福田氏は、わが党の、日韓会談が東北アジア軍事同盟であるといふことは妄想だといふことを言いました。しかし、東北アジア軍事同盟機構を結成することを終局目標にして日韓会談は、まさに福田氏の言うこととは違ひるのであります。反共軍事同盟の輝ける旗手たらしとして権名外相は、この日韓会談の早期妥結のために真剣な

努力をしておるが、われわれは、そのことを絶対に信任することはできない。

アメリカの国防務省極東担当官は、仮調印は日韓両国のみならず、広く自由主義諸国全体の利益につながることを声明し、韓国はすでに米国の要請を受けて、南ベトナム戦線に派兵しているが、米国は、今後、日韓が協力して、中共や北朝鮮など、共産勢力の進出に対して有効な防壁として、極東における安保体制の強化に役立つことを願つていふと語つておるのであります。基本条約仮調印は、米国のかくのごとき軍事要請にこたえて調印されたものであります。

権名外相は、第一次外相会談の間、李東元外相と単独会見を行つた際に、李外相から次の四つの提案を受けているのであります。

その一、東南アジア外相会談に対する日本の支援、二、第二回A.A.会議をはじめとする国際会議における日本の協調、三、韓国の労働と技術の対日輸出、四、東南アジア防衛条約を補完する集団安全保障体制の樹立、これらの提案に対して権名外務大臣は、対中共、対北朝鮮政策の変化に対応して十分事前協議をすることに同意したと、二月十九日付朝鮮日報が報じておるのであります。このことはきわめて重大であります。第一項は、東南アジア反共八カ国外相会議に同調することであり、NEATO体制の確立に参画することを意味するのであります。(拍手)われわれの憂えていたことが具体的にたつてきておる。東北アジア軍事同盟への事前協議と協力を日韓会談は包み隠しているものであり、権名外相は国会と国民を偽つておるのであります。その馬脚は露出し、朝鮮海峡を渡つた報道が、われわれに警鐘を乱打しておるのであ

ります。憲法の平和条項は、日韓会談によつて、権名外相の強引な仮調印によつて具体的に改悪されようとしているのであります。

かつては満州国官吏として、戦時中は動員局長として歩んだ、古い帝国主義的郷愁にかられて行なう権名外相の朝鮮に対する軍国主義的行動と破廉恥な政治活動は、祖国の平和憲法の崇高な精神を踏みにじつて、再び戦争への道を歩もうとしてゐる。われわれは、権名外相を直ちに罷免しなければならぬ理由をここに見出すのであります。(拍手)

第五の理由は、仮調印に成功した権名外相も、韓国民衆の真情を正しく把握していないということとであります。

ソウルに飛んだ四日間、権名外相は、韓国の実情が戒厳令にもまさる異常警戒、乙号体制化に置かれていたことを承知のはずであります。金浦飛行場におり立つた外相は、朝鮮人民の血で染め抜かれた赤じゅうたんの踏み、儀仗兵を従えて閱兵した。外国の元首並み待遇を受けたやうである。しかし、外相は、宿舎から政府や青瓦台に向かうのにも、車の両側には常に数百名の警官に護衛されなければならなかつたといふことをNHKは報じているではありませんか。異常警戒のもと、集會もデモも禁止せられていたにもかかわらず、南山公園には約十万人の群衆が、光化門から世宗路に及んで充満し、集會が不許可になるや、独自の力で市庁舎前に四千名の会合が行なわれ、その先頭に民政党の総裁尹晋善氏が立ち、日韓会談に反対し、権名訪韓反対を叫び続けていたことを承知のはずであります。また、冬期休暇で十分強力に結集のできない学生たちが九項目の要求を提出し、その中には、高杉発言の取り消しはもちろ

権名外相の、光榮の帝國主義論文に対して、匍匐再拜せよと大書して要求していることを承知のほすであります。祖国を愛する韓国の民衆は、権名外務大臣を、古い帝國主義的亡霊と見ても、友好善隣の平和使節とは見ていなかったものであります。(拍手)二十二日に民政党の大会が終わり、二十五日から対日慰問外交反対委員会が全国的に地方遊説に入ります。二月十八日の六・三同志会——これは学生の集會です。その伊藤博文の亡霊を葬る集會とともに、三月から四月の間、数多くの革命記念事業が行なわれるのであります。新学期とともに学生の活動は活発化し、加うるに、絶糧農家の苦悩は、経済的底流が昨年以上に悪化している実情と結合して、日韓會議反対の声が、またせきを切った大河のごとくに国民大衆の側から出てくるであろうことは必定であります。(拍手)

韓国の全野党、学生、農漁民の中に、朴政権に対する不信と日韓會議に対する反対の勢力はますます強くなります。南北平和統一を最大の願ひとし、米軍と日本帝國主義の再来をきびしく警戒している韓国の実情を無視して日韓會議妥結のムードをつくることは、どだい無理なのであります。権名外相は、韓国の朴がいらい政権との間に仮調印を行なつたけれども、韓国の民衆の中に親善ムードをつくり出すことには失敗したのであります。日韓會議は、五月妥結どころか、五月崩壊の悲劇に立ち至るであります。われわれは、かくのごとき日韓會議推進に立ち働いた権名外相に対して、一日もその座につくことを許しません。

最後に、われわれ社会党は、南北朝鮮の平和的統一の達成が、真にアジアの平和に寄与し、その上に立った日本と朝鮮の国交正常化が、アジアの危機を脱する最大の契機になることを再び強調し

て、外務大臣権名悦三郎君不信任案に対する賛成の討論にかえます。(拍手)

○議長(船田中君) 山下榮二君

〔山下榮二君登壇〕

○山下榮二君 私は、民主社会党を代表いたします。ただいま議題となりました外務大臣権名悦三郎君の不信任決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

まず冒頭に、われわれが本決議案に賛成する基本的立場は、権名外相をこれ以上留任せしめることは、第一に、大多数の国民が希求する日韓關係の合理的解決を妨げると思ふからであります。第二に、わが國が当面する外交の前途に重大なる障害を与えるおそれが甚大であると思われるからであります。(拍手)したがって、わが黨が権名外相をその職から退けなければならないとする理由は、日韓會議そのものに反対する立場にある社会黨の決議案とは、その趣旨と内容においておのずから異なるものであることをあらかじめ明らかにしておきたいと存するのであります。

わが黨の日韓問題についての基本的立場は、ライン問題をはじめ、漁業問題、竹島問題等、わが國民の權益を守るためにぜひとも解決しなければならぬ諸案件が山積している現状にかんがみまして、韓国との間に會議を進め、懸案の一括解決と国交回復をはかることは、わが国外交上の当然の使命であると考えからでございます。(拍手)これは今後わが黨の不変の方針であります。

しかし、このようなわれわれの立場からしても、今回の権名外務大臣によって突如として行なわれました基本条約の仮調印は、あまりにも国会と國民を軽視した暴挙であると断じ、われわれの

容認し得るところではございません。(拍手)特に今回の権名外相のこうした態度は、一括解決といふこれまでの政府の基本原則を全く放棄したものとすべきであります。すなわち、李ライン等漁業問題、領土問題、在日朝鮮人の法的地位問題等、國民の利害に重大な關係を持つ諸問題のことごとくが目下未解決の状態にあることは、周知の事実でございます。しかるに、これを放棄して、日韓基本条約についてのみ拙速に調印したことは、これまで政府がたびたび公約してきた一括解決の方針に反するものであり、とうていわれわれの納得でき得ないところでございます。(拍手)

日韓交渉に対するこれまでの政府の態度を顧みると、日本側の負担分である請求權問題を先に合意したり、あるいはこのたびのように、西日本漁民がかたずをのんで注視する肝心の漁業問題の具體的な解決はこれを放置して、基本条約の調印を急ぐ等、あまりにも韓国ペースに引き回されて、わが國の自主的な利益の確保について十分な努力がなされていないことは、きわめて遺憾であると思さなければなりません。(拍手)特にわが國の立場から見れば、日韓問題の焦点は、多年にわたる両民族の意思の疎隔状態を解消して、全く平等な立場で近隣する兩國の共存共栄をはかることにあると思ふのであります。この見地に立つて、わが國民が最大の関心を持つ漁業交渉については、漁船立ち入り区域あるいは出漁船または対韓漁業協力資金等において兩國の主張に大きな開きを生じ、その早期妥結の見通しが定まらない状態の中で、いたずらに基本条約の仮調印が急がれたことは、本末転倒の拙速外交以外の何ものでもないと思さなければならぬのであります。(拍手)

さらにまた、われわれが懸念できない問題は、

韓国の管轄区域の範圍が基本条約であいまにされたことでもあります。すなわち、基本条約では、「韓国政府は朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」とあるのみで、その具体的な管轄区域についての明確な規定が一言半句も挿入されずに終わったことは、将来に重大な禍根を残すものであり、わが黨としては絶対黙視できないところでございます。すなわち、将来北朝鮮との關係において、対日請求權問題や在日朝鮮人問題等、重要な問題が再度蒸し返される原因を基本条約それ自体がつくり出していることは、きわめて重大であると申さなければなりません。(拍手)北朝鮮との關係を十分考慮しつつ日韓交渉を進めようという國民やわが黨の主張を全く無視したものであり、きわめて遺憾であります。

同時に、われわれが見過ごしてならないことは、権名外務大臣訪韓の目的が日韓基本条約の仮調印にあつたにもかかわらず、出発前の国会審議においてその意図と内容を國民の前に何ら明らかにせず、秘密裏に事を運んできたやり方でございます。(拍手)このことは、日韓關係の正常化と善隣外交を心から願う國民多数の純粹な心情を踏みにじることはなほだしいといわなければならぬのでございます。外交の衝に当たる立場の公僕として、とうてい許しがたいといわなければなりません。この点、かつて大野・金鐘泌ラインによる裏取引が、日韓兩國において利権、疑獄等の疑惑を招き、かえって會議の促進を妨げた過去の苦い経験がいささかも反省していないといわなければならぬのであります。(拍手)

わが国外交の当面の使命は、激動する世界、とりわけアジアの政治経済情勢の中にあつて、わが國の安全と利益をはかりつつ、アジア諸國民の正

昭和四十年二月二十三日 衆議院會議録第十号 外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

しい要求に積極的に耳を傾け、アジア地域の平和と繁栄のための具体的方策をわが国が率先して提示し、勇気をもってその実践に当たることこそがきわめて重要であると考えるのであります。

(拍手)

しかるに、権名外務大臣がとってきた外交政策並びに国会審議における態度は、今回の基本条約の仮調印の強行のみならず、先般の対韓二千万ドル援助の強行、国連からの中共締め出しを意図する重要事項指定方式、または対中共プラント輸出にからむ吉田書簡問題等、あらゆる重要案件について、ふまじめにして優柔不断であり、わが国を代表して外交の衝に当たる資格を完全に喪失していると思はれないかと思ふのであります。

(拍手)
わが党は、昨年来の米英ソ三国の首班の交代や中共の核実験、ベトナム情勢の緊迫化等、激動しつつあるきびしい国際情勢の中にあつて、このような外務大臣がこれ以上その地位にとどまることは、国家的に見て大きな損失であると判断するものであります。

以上が、本決議案に賛成するわが党の基本的態度であります。
私は、ここに最後に、佐藤総理大臣が、一切の行きがかりにとられず、大局的見地からこのような外相をすみやかに更迭して、佐藤内閣の正しい外交方針を打ち出されることをきわめて重要であると考え次第でございます。かような決意を固められることを特に要望いたします。私の賛成討論を終わる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

(議場閉鎖)

○議長(船田中君) 氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(船田中君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——

(議場閉鎖)

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

(参事投票を計算)

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

(事務総長報告)

投票総数 三百九十六

可とする者(白票)

(拍手)

否とする者(青票)

(拍手)

○議長(船田中君) 右の結果、外務大臣権名悦三郎君不信任決議案は否決されました。(拍手)

山本幸一君外四名提出外務大臣権名悦三郎君不信任決議案を可とする議員の氏名

赤路 友蔵君 赤松 勇君
西ヶ久保重光君 秋山 徳雄君
足鹿 覺君 有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君 安宅 常彦君
井岡 大治君 井谷 正吉君
井手 以誠君 伊藤よし子君

石田 宥全君	石野 久男君	西村 関一君	野口 忠夫君
石橋 政嗣君	板川 正吾君	野原 覺君	野間千代三君
稻村 隆一君	卜部 政巳君	芳賀 貢君	長谷川正三君
小川 三男君	大出 俊君	畑 和君	華山 親義君
大柴 滋夫君	大原 亨君	原 茂君	原 彪君
大村 邦夫君	岡 良一君	肥田 次郎君	平岡忠次郎君
岡田 春夫君	岡本 隆一君	平林 剛君	藤田 高敏君
落合 寛茂君	加賀田 進君	帆足 計君	穂積 七郎君
加藤 清二君	片島 港君	細迫 兼光君	細谷 治嘉君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君	堀 昌雄君	前田榮之助君
金丸 徳重君	川俣 清吾君	松井 政吉君	松井 誠君
河野 正君	久保 三郎君	松浦 定義君	松平 忠久君
久保田鶴松君	栗原 俊夫君	松本 七郎君	三木 喜夫君
黒田 壽男君	小林 進君	武藤 山治君	村山 喜一君
小松 幹君	兒玉 末男君	森 義視君	森本 靖君
五島 虎雄君	河野 密君	八木 一男君	八木 昇君
佐々木更三君	佐藤觀次郎君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
桜井 茂尚君	沢田 政治君	柳田 秀一君	山内 広君
重盛 寿治君	實川 清之君	山口太太郎君	山崎 始男君
島上善五郎君	島口重次郎君	山田 長司君	山田 睦目君
下平 正一君	東海林 稔君	山花 秀雄君	山本 幸一君
鈴木茂三郎君	田口 誠治君	湯山 勇君	横路 節雄君
田中織之進君	田中 武夫君	吉村 吉雄君	和田 博雄君
田原 春次君	多賀谷貞稔君	麻生 良方君	伊藤卯四郎君
高田 富之君	高橋 重信君	今澄 勇君	受田 新吉君
滝井 義高君	橋 兼次郎君	内海 清君	春日 一幸君
只松 祐治君	戸叶 里子君	小平 忠君	佐々木良作君
堂森 芳夫君	泊谷 裕夫君	鈴木 一君	竹本 孫一君
中井徳次郎君	中澤 二茂君	竹谷源太郎君	玉置 一徳君
中嶋 英夫君	中村 重光君	中村 時雄君	永末 英一君
中村 高一君	永井勝次郎君	西尾 末廣君	西村 榮一君
楢崎弥之助君	成田 知巳君	門司 亮君	本島百合子君
二宮 武夫君	西宮 弘君	山下 榮二君	吉田 賢一君

否とする議員の氏名

川上 貫一君	谷口善太郎君	金子 岩三君	金丸 信君	田中 角榮君	田中 彰治君	早川 崇君	原 健三郎君
林 百郎君	志賀 義雄君	上林山榮吉君	神田 博君	田中 龍夫君	田中 正巳君	原田 憲君	福井 勇君
相川 勝六君	逢澤 寛君	亀岡 高夫君	龜山 孝一君	田中 六助君	田邊 國男君	福田 繁芳君	福田 篤泰君
愛知 揆一君	青木 正君	嶋田 宗一君	唐澤 俊樹君	田村 良平君	高瀬 傳君	福田 一君	福永 一臣君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君	川島正次郎君	川崎 秀二君	高橋清一郎君	高橋 禎一君	福永 健司君	藤井 勝志君
秋田 大助君	天野 公義君	木部 佳昭君	川野 芳満君	高橋 等君	高見 三郎君	藤枝 泉介君	藤尾 正行君
天野 光晴君	綾部健太郎君	木村武千代君	木村 剛輔君	竹下 登君	竹山祐太郎君	藤田 義光君	藤本 孝雄君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君	菊池 義郎君	木村 俊夫君	武市 恭信君	館林三喜男君	藤山愛一郎君	古井 喜實君
有田 喜一君	安藤 覺君	清瀬 一郎君	吉川 久衛君	千葉 三郎君	谷川 和穂君	古川 丈吉君	保科善四郎君
井出一太郎君	井原 岸高君	久保田円次君	久野 忠治君	塚田 徹君	地崎宇三郎君	坊 秀男君	星島 二郎君
井村 重雄君	伊東 隆治君	鯨岡 兵輔君	草野 一郎平君	辻 寛一君	塚原 俊郎君	細田 吉蔵君	堀内 一雄君
伊能繁次郎君	岩動 道行君	倉成 正君	熊谷 義雄君	坪川 信三君	網島 正興君	堀川 恭平君	本名 武君
池田 清志君	池田正之輔君	黒金 泰美君	蔵内 修治君	登坂重次郎君	渡海元三郎君	前田 正男君	増田甲子七君
石井光次郎君	石田 博英君	小枝 一雄君	小泉 純也君	床次 徳三君	徳安 實蔵君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
一萬田尚登君	稲葉 修君	小坂善太郎君	小金 義照君	中垣 國男君	内藤 隆君	松田 鐵蔵君	松野 頼三君
稻村左近四郎君	今松 治郎君	小平 久雄君	小島 徹三君	中島 茂喜君	中川 一郎君	松村 謙三君	松山千恵子君
宇野 宗佑君	上村千一郎君	小山 長規君	小宮山重四郎君	中野 四郎君	中會根康弘君	三池 信君	三木 武夫君
植木庚子郎君	白井 莊一君	額 彌三君	小山 省二君	中村 幸八君	中村 梅吉君	三原 朝雄君	水田三喜男君
内田 常雄君	浦野 幸男君	佐々木秀世君	佐伯 宗義君	中村 庸一郎君	中村 寅太君	村上 勇君	村山 達雄君
江崎 眞澄君	小川 半次君	佐藤 榮作君	佐々木義武君	永田 亮一君	中山 榮一君	毛利 松平君	栗山 秀君
小川 平二君	小沢 辰男君	佐藤洋之助君	齋藤 邦吉君	灘尾 弘吉君	永山 忠則君	森 清君	森下 國雄君
小澤佐重喜君	小海 恵三君	坂田 道太君	坂村 吉正君	二階堂 進君	南條 徳男君	山口喜久一郎君	山崎 巖君
大石 八治君	大石 武一君	櫻内 義雄君	四宮 久吉君	丹羽 兵助君	丹羽喬四郎君	山田 彌一君	山手 満男君
大泉 寛三君	大久保武雄君	始関 伊平君	篠田 弘作君	西村 英一君	西岡 武夫君	山中 貞則君	山村新治郎君
大倉 三郎君	大竹 太郎君	重政 誠之君	篠田 三郎君	根本龍太郎君	西村 直己君	山本 勝市君	山本 幸雄君
大坪 保雄君	大西 正男君	澁谷 直蔵君	篠村 一郎君	野田 武夫君	野田 卯一君	吉田 重延君	和爾俊二郎君
大野 明君	大橋 武夫君	正示啓次郎君	周東 英雄君	野見山清造君	野原 正勝君	早稲田柳石河君	渡辺 栄一君
大平 正芳君	奥野 誠亮君	鈴木 善幸君	砂田 重民君	馬場 元治君	野呂 恭一君	渡辺美智雄君	亘 四郎君
押谷 富三君	加藤 精三君	砂原 格君	瀬戸山三男君	橋本龍太郎君	橋本登美三郎君		
加藤 高藏君	加藤常太郎君	關谷 勝利君	園田 直君	長谷川 峻君	長谷川四郎君		
賀屋 興宣君	鍛冶 良作君	田川 誠一君	田口長治郎君	服部 安司君	八田 貞義君		
海部 俊樹君	金子 一平君	田中伊三次君	田中 榮一君	濱地 文平君	濱田 幸雄君		

金子 岩三君	金丸 信君	田中 角榮君	田中 彰治君	早川 崇君	原 健三郎君
上林山榮吉君	神田 博君	田中 龍夫君	田中 正巳君	原田 憲君	福井 勇君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君	田中 六助君	田邊 國男君	福田 繁芳君	福田 篤泰君
嶋田 宗一君	唐澤 俊樹君	田村 良平君	高瀬 傳君	福田 一君	福永 一臣君
飯谷 忠男君	川崎 秀二君	高橋清一郎君	高橋 禎一君	福永 健司君	藤井 勝志君
川島正次郎君	川野 芳満君	高橋 等君	高見 三郎君	藤枝 泉介君	藤尾 正行君
木部 佳昭君	木村 剛輔君	竹下 登君	竹山祐太郎君	藤田 義光君	藤本 孝雄君
木村武千代君	木村 俊夫君	武市 恭信君	館林三喜男君	藤山愛一郎君	古井 喜實君
菊池 義郎君	木村 俊夫君	千葉 三郎君	谷川 和穂君	古川 丈吉君	保科善四郎君
清瀬 一郎君	吉川 久衛君	塚田 徹君	地崎宇三郎君	坊 秀男君	星島 二郎君
久保田円次君	久野 忠治君	辻 寛一君	塚原 俊郎君	細田 吉蔵君	堀内 一雄君
鯨岡 兵輔君	草野 一郎平君	坪川 信三君	網島 正興君	堀川 恭平君	本名 武君
倉成 正君	熊谷 義雄君	登坂重次郎君	渡海元三郎君	前田 正男君	増田甲子七君
黒金 泰美君	蔵内 修治君	床次 徳三君	徳安 實蔵君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
小枝 一雄君	小泉 純也君	中垣 國男君	内藤 隆君	松田 鐵蔵君	松野 頼三君
小坂善太郎君	小金 義照君	中島 茂喜君	中川 一郎君	松村 謙三君	松山千恵子君
小平 久雄君	小島 徹三君	中野 四郎君	中會根康弘君	三池 信君	三木 武夫君
小山 長規君	小山 省二君	中村 幸八君	中村 梅吉君	三原 朝雄君	水田三喜男君
額 彌三君	佐伯 宗義君	中村 庸一郎君	中村 寅太君	村上 勇君	村山 達雄君
佐々木秀世君	佐々木義武君	永田 亮一君	中山 榮一君	毛利 松平君	栗山 秀君
佐藤 榮作君	齋藤 邦吉君	灘尾 弘吉君	永山 忠則君	森 清君	森下 國雄君
佐藤洋之助君	坂村 吉正君	二階堂 進君	南條 徳男君	山口喜久一郎君	山崎 巖君
坂田 道太君	四宮 久吉君	丹羽 兵助君	丹羽喬四郎君	山田 彌一君	山手 満男君
櫻内 義雄君	篠田 弘作君	西村 英一君	西岡 武夫君	山中 貞則君	山村新治郎君
始関 伊平君	篠田 三郎君	根本龍太郎君	西村 直己君	山本 勝市君	山本 幸雄君
重政 誠之君	篠村 一郎君	野田 武夫君	野田 卯一君	吉田 重延君	和爾俊二郎君
澁谷 直蔵君	篠村 一郎君	野見山清造君	野原 正勝君	早稲田柳石河君	渡辺 栄一君
正示啓次郎君	周東 英雄君	馬場 元治君	野呂 恭一君	渡辺美智雄君	亘 四郎君
鈴木 善幸君	砂田 重民君	橋本龍太郎君	橋本登美三郎君		
砂原 格君	瀬戸山三男君	長谷川 峻君	長谷川四郎君		
關谷 勝利君	園田 直君	服部 安司君	八田 貞義君		
田川 誠一君	田口長治郎君	濱地 文平君	濱田 幸雄君		
田中伊三次君	田中 榮一君	濱野 清吾君			

櫻内通商産業大臣の夕張炭鉱爆発事故について
の発言

○議長(船田中君) 櫻内通商産業大臣から、夕張

昭和四十年二月二十三日 衆議院会議録第十号

櫻内通商産業大臣の夕張炭鉱爆発事故についての発言 吉武自治大臣の昭和四十年地方財政計画についての発言 一一一

炭鉱爆発事故について発言を求められております。これを許します。通商産業大臣櫻内義雄君。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) このたび夕張炭鉱に起こった災害により、多数の犠牲者の発生を見たことは、はなはだ遺憾にたえないところであります。申し上げることばもない次第であります。

災害の概況について申し上げますと、昨二月十二日午後六時三十分ごろ、北海道炭礦汽船株式会社経営の夕張炭鉱一鉱丁未坑において、ガス爆発によるものと思われる爆発事故が発生し、当日二番方として作業に従事していた鉱山労働者百七十二名中六十九名が坑内に閉じ込められたのであります。

災害発生と同時に救護隊を招集し、これら六十九名の救出作業につとめたところ、二十三日午前十時現在、死亡二十名、負傷者九名、計二十九名を収容し、残り四十名については現在救出作業を実施中でございます。

災害発生と同時に、現地監督署及び札幌鉱山保安監督局より監督官数名を現地に急行させるとともに、今朝、本省鉱山保安局より局長外一名を現地に急派し、罹災者の救出、災害状況の把握及びこれが対策の樹立等に当たらせておりますが、今後の対策につきましては、現地に、総務副長官を本部長とし、総理府をはじめ関係各省の職員によって構成される災害対策本部を設置し、早急に適切な対策を講ずるよう閣議の決定を見た次第であります。

不幸にして本災害の犠牲者となられた方々に對し深い哀悼の意を表するとともに、今後再びかかる災害の発生しないよう徹底的に原因を究明し、十分な対策を講じてまいる所存であります。

右、御報告いたします。(拍手)

吉武自治大臣の昭和四十年地方財政計画についての発言

〔議長(船田中君) 吉武自治大臣から、昭和四十年地方財政計画について発言を求められております。これを許します。自治大臣吉武恵市君。〕

○議長(船田中君) 吉武自治大臣から、昭和四十年地方財政計画について発言を求められております。これを許します。自治大臣吉武恵市君。

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕

○国務大臣(吉武恵市君) このたび昭和四十年の地方財政計画を策定いたしました。この機会に、これを中心として、明年度の地方財政の見通し及び地方財政に関する政府施策の概要について申し述べたいと存じます。

最近における地方財政は、歳入の伸びの鈍化と義務的経費の増高により、その運営に困難の度を加えてきており、政府といたしましても、その健全化の促進については格段の努力をいたしているところであります。

昭和四十年の地方財政は、安定成長の段階に入った経済の現況をも反映し、地方税、地方交付税等の歳入において従来見られましたような大幅な伸長を期待することが困難である反面、給与関係経費等の義務的経費、社会保障費等の住民の福祉に直結する経費はますます増大する傾向にあります。そのため、その健全性を堅持して、負荷せられた任務を遂行するためには、かなりきびしい局面を迎えるものと思われまします。

したがって、主として一般会計を対象とする地方財政計画の策定に際しましては、これらの客観情勢を念頭に置き、国の予算と同一の基調に立つて、極力地方財源を確保し、財政の健全化と行政水準の向上をはかるとともに、新産業都市の

建設等の事業等に対する国の援助措置の確立等をはかることにより、社会開発の推進に資することを基本方針といたしました。

すなわち、明年度におきましては地方交付税率を〇・六%引き上げ、新たに石油ガス譲与税を創設する等、地方一般財源の充実強化をはかるとともに、新産業都市の建設等の事業に対する国の財政援助措置を確立し、また、前年度に引き続き地方交付税を財政力の貧弱な地方団体に傾斜的に配分することにより、地域開発の促進と地域格差の是正をはかることといたしております。また、住宅、上下水道等、生活基盤施設の整備、過密化した大都市の再開発及び地方公営企業の健全化等を促進するため、地方債資金を増額いたしております。

以上の施策を重点として、昭和四十年の地方財政計画を策定いたしました結果、その総額は三兆六千二百二十一億円となり、国の一般会計予算三兆六千五百八十一億円にほぼ匹敵する規模となっております。その前年度に対する増加額は四千七百四十億円、増加率は一五・一%でありまして、増加額、増加率とも国の一般会計予算のそれを上回っており、地方財政の占める比重の相対的な上昇を如実に示しております。しかし、総体の規模の伸びは、昭和三十九年度の場合の増加率一九・二%よりは低下しており、全体として引き締め基調というべきものと存じます。

歳入面では、前年度に比べた場合、一般財源の伸びがやや鈍化しておりますが、財源充実のための各種の措置がとられました結果、地方税で二千四百五億円、地方譲与税で七十六億円、地方交付税で七百八十一億円、国庫支出金で千三百十六億円、

地方債で三百二十六億円、その他で百九十六億円の増をそれぞれ見込むことといたしました。

歳出面では、給与関係費の増が千八百四十七億円、社会保障関係費、農業構造改善対策費、中小企業対策費等、国の施策に伴う経費の増が六百十六億円、公債償還費の増が百九十二億円等、弾力性の少ない経費の増加が比較的に大きく、したがって、投資的経費の増加率が相対的に若干低下してはおりますが、なお公共事業費において八百九十八億円、地方単独事業費において六百八十四億円の増を確保し、さらに、地方単独の一般行政費において三百六十億円、維持補修費において百十億円を増額いたしております。

昭和四十年の地方財政計画の概要は、以上のとおりでありまして、政府といたしましては、地方団体が歳入の確保につとめ、経費の重点化、効率化を行ない、その健全化を促進しつつ、住民福祉の向上をはかるための地方独自の施策の遂行を可能ならしめるよう、でき得る限りの措置を講じているのであります。

なお、公営企業会計及び国民健康保険会計におきましても、その健全化を推進するため、可及的に必要な措置を講ずることといたしております。もとより、明年度の地方財政は、その歳入の伸びの鈍化から、ここ数年間に比しますと、かなり慎重な運営を必要とすると考えられますが、地方団体関係者の一段の努力を期待いたしますとともに、政府といたしましては、その指導に遺憾なきを期し、地方財政の健全化について、格段の努力をいたしてまいる所存でございます。(拍手)

昭和四十年年度地方財政計画についての発言に
対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田川誠一君。

〔田川誠一君登壇〕

○田川誠一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十年年度地方財政計画につきまして、政府の所信をただそうとするものであります。

佐藤総理大臣は、先日の所信説明におきまして、社会開発を積極的に推進することを政策の基本とすると述べられました。そして、これを実現するため、総理は、来年度の予算では、特に住宅と生活環境施設の整備、地域開発の推進など、国民の福祉に結びつく諸政策を実施すると強調せられました。これらの諸政策は、そのほとんどが、地方住民の身近にあって行政を行なっている都道府県や市町村がその実施の任に当たっているのでありまして、地方公共団体こそが、総理の言われる社会開発のにない手であると申さなければなりません。

しかしながら、地方公共団体は、これらの施策を推進するに足る財政の余裕がはたしてございませうか。

いま説明された四十年年度地方財政計画によりますと、歳入歳出とも三兆六千二百一十一億円でありまして、全体の財政規模は、ほぼ国の予算に匹敵しております。一応健全均衡財政のたてまえをとってはおり、三十九年度に比べますと、全体の伸び率は一五・一％で、前年度の一九・二％に比べますと、圧縮されております。政府の苦心のほどがうかがわれるのであります。しかしながら、その歳入の構成は、地方税が一兆四千九百億円、

地方譲与税及び地方交付税が七千六百六十億円、国庫支出金九千九百十億円、地方債千六百三十億円、その他一千九百七十三億円となっております。地方税収入は全体の四一％にすぎないのであります。しかもこれは計画でありまして、決算ではこの割合はさらに減って、三五％ぐらいになるのが通例であります。これでは地方自治体の自主財源としてはあまりにも少なく、今度の地方財政計画では地方財政の硬直した姿がはっきりとうかがえるのであります。

このような地方財政の傾向は、最近の景気調整によつて税収入が伸び悩んでおります反面、給与費、公共事業費などの歳出が大幅にふえてきているためでありまして、このために投資的経費の伸びが非常に少なく、国の補助や負担金を伴わない自治体の単独事業、つまり、地域住民の日常生活に密着した切実な要求にこたえるための事業が極度に押えられる結果となつておるのであります。

もともと、地方財政は弾力性に乏しいのであります。三十八年度の国と地方公共団体の税収入の状況を見ましても、租税の総額のうち、国は国税として七〇％、地方公共団体は地方税として三〇％を徴収しておりますが、その最終的な支出の姿はどうかと申しますならば、国が三七％、地方公共団体が六三％という逆比例となつておりまして、地方歳入に占める地方税の割合がいかに低いことかということが如実に示されております。

そこで、地方自治体は、その足らないところを国からの交付税や補助金や地方債などに仰いでいるありさまでありますから、財政全体が硬直状態となり、勢い地方財政の国に対する依存度は深く、国に隷属する傾向が一そう強くなつてくることは自然の理といわなければなりません。地方自治の確立がわが国の国政伸展の基礎をなすもの

であり、民主主義の基本であることは申すまでもないことでありますけれども、地方自治をささえる財政がこのように地方自治の名にふさわしくない弱さを露呈しておりますことは、まことに残念なことでありまして。

佐藤総理は、現在の地方財政の悪化の傾向を一体どのように見ておられるか。また、総理は、社会開発を重要施策の一つに取り上げておりますけれども、社会開発の具体的施策、たとえば住宅などを国の予算との関連において明らかにされたいのであります。

さらに、地方自治とは、地方公共団体の責任において、地方の特色を生かして効率的に行政が行なわれることであります。財政に余裕のない自治体は、ただ補助事業の実施機関としての役割りを果たすのにやつと現状であります。この状態を根本的に打開していくためには、第九次地方制度調査会及び先般の臨時行政調査会の答申にございしますように、行政事務の再配分と財源の再配分をぜひとも実行に移す必要があると考へますが、佐藤総理及び行政管理庁長官はこれについてどのようにお考えになつておられるか、お聞きたいのであります。

次に、地方財政の悪化のおもな原因は、給与費や社会保障費など義務的経費の増加と公共投資の増大による支出の伸びがひどくなつてきていることとであります。そのうちでも給与関係費の影響は非常に大きなものがあります。今度の地方財政計画を見ましても、来年度の給与関係費は一兆三千億に達し、本年度に比べて一六・五％も伸びております。地方税収入の見込み額の一兆四千九百億円に近い額でありまして、まことに不健全な様相を呈しております。この人件費は年々ふえ、

これが住民に直結している行政費や投資的経費を犠牲にし、地方財政に重圧を加えていることは否定できません。もちろん、地方公務員と民間給与などとの間に不当な差があつてよいものではありませんが、地方公共団体の中には、国家公務員の給与に準ずるといふたてまえを無視して、財政力をも考慮しないで、国家公務員を上回るような期末手当などを出している自治体があることは、まことに遺憾であります。この問題は、将来地方財政のガンともなり得ることでありまして、地方公務員の給与のあり方、人事管理について、今日の段階においてこそ十分に検討を加えることが必要と思ひますが、自治大臣のこれに対する所見をお伺ひいたします。

このほか、地方財政の窮乏を招いている要因の一つに、公営企業の赤字と地方財政の超過負担の問題があります。

公営企業は、交通、水道などほとんど赤字経営でありまして、その累積された赤字は三百七十六億円にものぼつております。その原因として、公共料金がストップされたということもございします。ところが、ともかくあまりにも不健全な姿でありまして、この際、地方公営企業のあり方を根本的に再検討することはもちろん、徹底的な経営の合理化と能率の向上をはかるべきであります。と同時に、政府も、適正な料金の決定や財政援助、起債の増額などの処置を真剣に考えるべきであります。

また、国がその行政を遂行する上におきまして、地方公共団体に財政負担を転嫁し、このために地方財政が大きな圧迫を受けていることは、すでにこれまでしばしば指摘されてきたことであります。現在、地方の事務の約七割は国からの委任

昭和四十年二月二十三日 衆議院會議録第十号

昭和四十年年度地方財政計画についての発言に対する田川誠一君の質疑

一一四

でありまして、国はこれに伴う経費を国庫補助という形で交付しております。ところが、国による負担は、実情とはおおよそかけ離れた単価によって一方的にきめられており、実際に行政を行なう末端の自治体は、常に超過負担によって苦しめられているというのが偽らざる現状であります。

超過負担は、建設、教育、国民健康保険、その他あらゆる事業にわたっております。一例をあげますと、昭和三十八年度決算で申しますと、補助職員が超過負担が百四十億円、補助事業費の超過負担が五百三十億円、さらに、本来全額を国で負担すべき国民健康保険会計等の負担まで合わせますと、その総額は実に約八百六十二億円という巨額にのぼっております。さらに具体的例をあげますならば、保健所職員給与費の補助単価のうち、東京都の医師の場合、一人当たり補助金年額六十一万円のところが、実際に医師に支給される一人平均の年額は百七十七万円であります、その差額約六十万円に近く、医師が二百人おりますから、これだけでも一億二千万円の超過負担ということになるのであります。一体このようなことが許されてよいのでございましょうか。国庫補助事業について、地方財政法は「地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行なうために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならぬ」と定められております。にもかかわらず、現実に必要額をはるかに下回っているものであります。このことは、単価のきめ方自体にも問題があることはもちろんであります。また、補助対象が実態に即応してとらえられていないところにも原因があるのであります。このために、国と地方公共団体の負担の割合が、基本額のきめ方いかんでどのようにも変わるといふ、非常にあいまい

な形になっているのであります。

超過負担を少しでもなくしていくために、実情に沿った単価補正をやらない限り、地方財政の健全化はとても望めないと考えますが、総理大臣、大蔵大臣、自治大臣のお考えをお聞きたいと思

う。さらに、自治大臣にお尋ねいたしますが、地方財政を健全な姿に立ち戻らしていくには、地方公共団体みずからが、財政秩序を確定し、地方行政の姿勢を正していく決意が必要であると私は考えます。みずからの経済力を考えないで、分不相応な開発を行なったり、人気取りだけの給与の大幅引き上げを行なうとか、ぜいたくな経費を計上しながら財政の窮乏を訴えている自治体もあるようでありまして。自治大臣は、地方財政の健全化をはかるために、地方公共団体に對して、財政秩序を確立するよう強い指導を行なうべきであると思ひますが、これに対する自治大臣の所信をお伺ひいたします。

最後に、政府に対して強く訴えておきたいことがございまして。

最近、観光や開発に名をかりた大資本が地方都市に押しかけて、日本古来の史跡や名勝、美しい自然や文化が遠慮会釈なく破壊されようとしている傾向が目立っていることは、憂慮にたえないところでありまして。近代化という美名に隠れて、京都や奈良、鎌倉などの由緒ある史跡が、無計画な宅地造成やレジャー施設によって低俗化されるなど、その一例であります。このことは、戦後の物質中心の風潮に對して社会一般が無感覚になつていくということにもよりまして、自主財源に乏しい現在の地方財政の実情にありましては、地方自治体が歴史ある都市や美しい自然を保全し

ていきたいと思ひましても、そこまで手が回らないというところに大きな原因があるのであります。史跡や都市の自然美を守ることは、過去に對する郷愁などというものではありませんが、古く築かれた力強い美しいものが目の前にあつてこそ、民族の自覚、新しい生命の創造が生れてくる根源となるのであります。(拍手)

政府は、遠い将来を考へて、国の文化のため、由緒ある史跡や美しい自然が破壊されることのないような政策を打ち立てるとともに、これに對する実効ある財政的な裏づけを考慮されるよう、文部省、建設省、自治省の各省に特に要望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

住宅対策につきまして、ことにこの住宅対策は、地方開発、かような意味も持たしますので、たいへん地方の負担が重くなる、かようなお話をございしますが、私も、社会開発の立場から、ただいまの住宅対策を強力に推進してまいりたいと思つております。ことに低所得層に對しましては、地方公共団体と協力いたしまして、低家賃住宅の戸数を大幅に増加する、かような処置をとっております。これにつきましては、もちろん、建設単価の適正化あるいは起債の充実等をはかりまして、本事業の円滑なる遂行をいたしたい、かように考えます。

次に、地方財政は、お説のとおり、今日たいへん苦しい状態に置かれておると思ひます。行政、財政制度のあり方につきましては、さきに臨時行政調査会から答申も出ておりますので、その答申によりまして、政府は行政改革本部というものを

設けてこれを推進いたしておりますが、これにのみまして十分検討いたしまして、行政財政制度の今後のあり方、これを十分研究してまいりたいと思ひます。

また、公営事業につきましては、ただいま赤字でみんな悩んでおりますが、これまた地方公営企業制度調査会というものがございまして、その中間答申を得ております。この中間答申におきましては、料金の適正化と経営の合理化を指摘しておりますので、今後とも、経営の合理化の徹底、料金の適正化等を通じて、公営企業の赤字解消に努力してまいりたいと思ひます。

また、御指摘になりましたいわゆる超過負担の問題、これは結局国庫補助等の単価の適正化という問題であると思ひますので、これは十分検討いたしたいと思ひます。すでに補助金等合理化審議会等の答申もございまして、この答申とあわせて、その適正化に努力してまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕

○国務大臣(吉武恵市君) お答えをいたします。地方財政はたいへん苦しくなつてきておることは、御指摘のとおりでございまして。しかしながら、その中におきましても、社会開発につきましては相当の考慮を払つて、地方債等におきましては相当これを見ておるわけでございまして。前年度に比しまして二五%増を見ておるわけでございまして、これらによって遂行していきたく存じております。

なお、地方財政の立て直しと同時に、行政事務の再配分をやつたということもございしますが、これはただいま総理からお答えになったところでございまして。

なお、地方財政を苦しくしておる一つの原因に、人件費が非常にかさんでおるんじゃないかというお話でございますが、そのとおりでございます。三兆六千二百一十一億円のうち、給与費が一兆二千七百七十三億でございます。しかし、これは地方の今日行なわれております教育、警察その他の職員の給与でございます。これらも、田川先生の御指摘のように、国家公務員より上回るといふことはいかかかと存じまして、できるだけこれらの合理化をはかっていきたいと存じております。

なお、超過負担の点でございますが、これはただいま総理からもお答えになった点でございます。できるだけこれらにつきましても大蔵当局と折衝を重ねていくつもりでございます。

なお、地方財政の健全化に対し、地方自治体の姿勢を正していく必要がありはしないかという御指摘でございますが、これは私も、地方の知事会議あるいは市町村長会議等におきまして、これらの点は特に強調しておるところでございます。

なお、史跡、名勝地等がこわされていくが、これに對してどういふような措置を講ずるかというお尋ねでございますが、文化財保護事業につきましては、特別交付税等におきまして見ていく所存でございます。(拍手)

〔国務大臣小山長規君登壇〕

○国務大臣(小山長規君) 自然の景観を保護する方法といたしましては、御承知のように、風致地区の指定という方法がありまして、建築の制限ができることとなっております。これに對しては、このことを実行するためには、地方の条例でやるものでありますけれども、地方条例のために財源的な裏づけがないといううらみがあり

ます。今後私どもといたしましては、景勝地等の維持に必要なものについては、これを公園化するとか、あるいは緑地にするとか、あらゆる面で財源の確保につとめ、景勝地の保全に尽くしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 由緒ある史跡、名勝等が、最近のいろいろな状況で損傷される事例が往々ありますことは、御指摘のとおり、文部省といひましたもたいへん遺憾に考えておるわけでございます。ただいま関係大臣から答弁のありましたはか、文化財保護委員会を中心といたしまして、必要に応じて民間所有のものを国によって買取する、地方公共団体へ補助をする、環境整備を強化するといふような点につきまして財政措置を講じつつあるわけでございまして、四十年度的におきまして、たとえば平城宮跡の買収整備費四億円をはじめといたしまして、地方公共団体への買上げ費の補助、調査費、これは三十九年度に比して大幅に増額をいたしておりますし、環境整備費の補助金を新規に計上することといたしまして、た。しかし、まだまだ十分でございませぬので、御趣旨を体しまして今後十分の措置を講じてまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣増原恵吉君登壇〕

○国務大臣(増原恵吉君) お答えをいたします。御指摘のように、臨時行政調査会では、現地性、総合性、経済性などの原則によつて、行政事務を国から地方へ再配分をする、実施事務などを大幅に地方公共団体に委任するとともに、これに見合う財源措置を行なうべきことを勧告いたしまして、そのために別に中央、地方を交えた調査諮問機関の設置をも提案しておるわけでござい

す。政府としては、行政改革本部を設けまして、他の重要項目とともに目下鋭意検討を急いでおりまして、なるべくすみやかに具体案を得たいと考えておるわけでございます。

なお、現在、御承知のように、地方制度調査会におきましても、部会を設けて、行政事務の配分及び財源措置について検討中でございますので、調査会及び自治省とも連絡をとりまして、結論を急ぎたいと考えております。(拍手)

○議長(船田中君) 佐野憲治君。

〔佐野憲治君登壇〕

○佐野憲治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま説明になりました地方財政計画につきまして、佐藤総理並びに関係大臣に質問をしたいと存ずるのであります。(拍手)

まず第一にお尋ねしたいことは、地方財政計画の意義と役割についてであります。

地方財政計画が本会議におきまして所管大臣から説明がありましたことは、自治省設置以来初めてのことでありまして、私は、いま直面いたしておりますところの地方財政の危機の現状を考えますときに、大臣が本会議において説明するということは、まことに時宜を得た措置だと考える次第でございます。しかしながら、この地方財政計画に当然交付税法第七条による関係書類が資料として添付されねばならないにもかかわらず、今日いまだその資料が提出されていないのであります。この点につきまして、事務当局は、あと一カ月もその整備に時間がかかるというのを申しておるのではありませんが、少なくとも現在、すでに衆議院においては予算委員会におきまして総括質問並びに一般質問が終了いたしましたので、きのうから分科

会に入っておるわけであります。地方議会におきましても、地方団体はすでに予算編成を終えまして、議会の招集をいたしているときに、ようやく地方財政計画が、法に基づく計画としてではなくて、その概略として本日この本会議に報告されたということは、まことに遺憾きわまりないことだと考えるのであります。(拍手)

そもそも、地方財政計画の作成を内閣の義務として、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならぬと規定いたしておりまして、総理は一体この規定に對しましてどのような理解をしておられるのか、この点につきまして率直なる御見解をお聞きしたいと考えるのであります。

四十年度的地方財政の規模は、歳入歳出とも三兆六千二百一十一億円、国家財政は三兆六千五百八十億円、ほぼ匹敵する規模となっております。田中大蔵大臣は、十二月二十八日の閣議終了後におきまして、新聞記者の会見において、国家財政は心配することはない、しかしながら、地方財政の膨張していくことが心配である、かように述べられておられるのでありますが、むしろ問題は、最近の地方財政の膨張について見てまいりまして、昭和三十一年から三十三年を一〇〇といたしますならば、国の膨張は一九五％、地方財政の膨張は二一四％となっておりますのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

と同時に、この間における国、地方を通ずる純計の構成比を見てまいりまして、たとえば昭和三十七年度におきまして、国は三二・四％、地方団体は六七・六％という構成を示しております。と同時に、国民所得に対する割合を見てまいりまして、国の経費は八・六％、地方団体の経費は

一八%となっております。租税総額の面から考えてみても、先ほど田川議員から申し上げましたので省略させていただきますが、地方税の総額のうち七割を国が徴収して、その半分をみずからが使い、あとの半分を地方団体に回すという仕組みになっておるわけでありまして、でありますから、財源におきまして、あるいはまた内容におきまして、国家財政と地方財政とは密接不可分の関係にあることは言うまでもないのであります。国の予算が地方財政に関連いたしまして、国民の日常生活の上におきまして具体的にどのような影響を及ぼすものであるか、このことを明らかにするための国会審議におきまして、あるいはまた、地方団体の財政運営の指針としての役割りを果たすのが地方財政計画であるといえますならば、政府は、国会に国家予算案を提案すると同時に、地方交付税法第七条に基づく地方財政計画、これらに關係する資料を国会に提出することが当然の義務であると考えるのであります。総理はこの点に對しましてどのようにお考えになっておるか、その所信をお承りしたのであります。

第二に、地方財政計画の内容とその問題点についてであります。

地方財政の収支が特に悪化しておることは、先般発表されましたところの昭和三十八年度決算の中にも明らかに示されておるところであります。昭和三十八年度の普通会計における実収支の赤字は二百七十二億円、これに公営企業会計の累積赤字は三百七十六億円、国民健康保険の赤字は百三十二億円になっておりまして、これらを数えますと約八百億円の赤字となり、赤字団体の数も今日四百九十二を数えるという状態になっておるのであります。四十六国会におきまして、昭和三十七

年度の決算を中心といたしまして地方財政の現況報告がありましたときに、やはりこの地方財政の赤字が問題の対象となつておつたのであります。が、当時の池田総理並びに赤澤自治大臣は、昭和三十七年度の赤字は一時的な単年度の赤字であつて持続性を持つものではなく、財政運営の方法によつてこの赤字をなくすることができると、このようにぐあいに自信を持って説明をいたしておられたわけでありまして、いま申し上げますごとく、三十八年度におきましてこのような赤字が一そう激化してまいつておるのであります。おそろしく昭和三十九年度から四十年度にかけて、一そう財政が悪化するであろうと考えますときに、私は、この機会に、吉武自治大臣から、昭和三十九年度における決算の見込みは一体どうなつておるか、この点に對する説明を承りたいと思つてあります。深刻化する地方財政の赤字問題は、一時的な現象ではなく、かつはまた、財政運営の領域内において解決されるという単純な問題ではなく、その病根は地方行政の中に深く根を張つておるのであります。かかる現状認識の上に立つて、私は若干の質疑を続けたいと思つてあります。

第二の点は、産業基盤偏重の行政投資の膨張が地方財政膨張をもたらした、地方自治体の行なうべき重要な施策である民生行政や生活基盤強化のための行政が逆に圧縮されているというものが、今日の現況ではなからうかと考えるのであります。四十年度地方財政計画によれば、歳出の増加額は四千七百四十億円になっております。このうち投資的経費の分は三四・一%、しかも、一般財源の増加額は三千四百二十四億円でありまして、このうち投資的経費の占める割合は、やはり三四%になつておるのであります。しかるに、生活保護、中小企業対策等の社会保障関係の一般行政費は、歳出増の二〇・三%、一般財源増は一六%にすぎないのであります。投資的経費が一兆三千百十三億円になつておりますが、その内訳を見ましますと、六割近くが産業基盤整備費に向けられておることになっておりまして、公営住宅五百九十七億円、文教施設五百十九億円、厚生施設二百四十億円など、地域住民のための生活環境改善関係の公共施設は合計一千三百六十三億円で、投資経費の一〇%にも当たらないという、全く貧弱な予算となつておるのであります。これでは一体どうして社会開発の推進ができるか、自治大臣の所見をお尋ねいたしたのであります。(拍手)

第三の点は、歳入の鈍化と税負担の増大についてであります。この点につきましましては、後ほど同僚の華山議員が地方交付税並びに地方税の質疑の中において明らかにいたすこととなつておりますので、私は省略させていただきます。

第四の点としては、地域経済力の不均等激化による財政の危機についてであります。特に大都市及び大都市の財政は危機に直面いたしておるわけでありまして、三十八年度の決算によりまして、大都市、中都市における赤字が激増いたしてまいつております。このことは言うまでもなく、高度経済成長政策の結果として、大都市に資本が過度に集中し、それに伴つて人口の集中が激化したために引き起こされたところの問題ではあります。が、地方財政計画の上では、これらの大都市に對するところの新たな財政需要に對しまして、どのような見込みを持つて措置をなしておられるかをお尋ねいたしたいと思つてあります。その反面に、地域開発政策、すなわち地方自治体の工場誘致政策の推進が地方財政を混乱に追い込み、先行投資のためのやみ起債——たとえば倉敷あるいは四日市等に見られるように、やみ起債が行なわれておるわけでありまして、特に新産業都市区域内におきましては、六十四の市、二百三の町村におきまして、その六割までも単年度におきまして赤字を出しております。明年度から本格的に行なわれますところの新産業都市、あるいはまた特別工業開発地区に對する仕事が始まることといたしますならば、より一そうこの財政の悪化が予想されるのであります。これらの赤字防止に對しまして、自治大臣は確信を持つてこれに對処することができるかどうか。また、やみ起債は一体現在のどのような状態になっているか。これらの点につきましても、詳細に御説明願いたいと思つてあります。

政府は、道路、治山治水、港湾、環境衛生等、これらの長期政策を策定するにあたりまして、いろいろの問題点を残しておるのであります。が、私は、これらに関連いたしまして、第五の点といたしまして、国と地方財政の關係についてお尋ねいたしたいと思つてあります。

国が長期計画を樹立いたします場合に、たとえば道路整備五カ年計画の場合におきましても、そ

の計画の対象が国の直轄事業並びに補助事業、地方単独事業をもこれに含めておるわけであり、この計画の樹立にあたりまして、政府は、地方団体の協力関係を保証する規定をほとんどこの法律から除いてしまつております。ただ単に、主管大臣が計画が決定後に知事に通知すべきであるという規定を置いておるにすぎないのであります。が、このような地方自治を無視する措置をとるのは一体的な理由に基づくものであるかということをお尋ねしたいのであります。

なお、道路、治山治水五カ年計画の策定の場合におきまして、国の一般財源による事業費を削減いたしまして、地方単独事業を拡大することに よつてつじつまを合わせておるというやり方が行なわれておるのであります。結果といたしまして、地方財政計画の中におきまして、長期計画に建設単独事業費を見てもいりますと、長期計画に基つておる単独事業、すなわち道路におきましては千四百億圓、治山治水におきましては百四十六億圓、港湾におきましては百億圓、生活環境整備に百六十六億圓、このように計上されておりますので、五カ年計画によりまして、当然地方が行なわなくてはならないという経費は単独事業費の三九%も占めておるのであります。ですから、地方自治体が自主的に住民のために行なわんとするところの単独事業の比率は低下いたしてしまひ、地方自治体は自主性を全く失ひ、国の下請機関化しつゝあるということさえも言われるのであります。これらに点に對しまして、一体どのように考えられるかをお聞きいたしておきたいのであります。

次に、国庫支出金についてであります。国庫支出金は九千九百十億圓、歳入の二七・四%を占

めております。国庫負担補助金事業費は一兆二千二百六十八億圓で、歳入の三三・七%を占めております。しかも、補助金件数は、本年度の九百八件から昭和四十年は一千件近くにふえております。中身を見ても、一割程度は整理されておりますけれども、新しく二割も新設されるという措置がなされておるのであります。これはどういふわけであるかという点につきましても、大蔵大臣からお伺いしておきたいと思つてあります。

なお、三十八年度における補助対象、あるいは基準、あるいは単価による超過負担八百六十三億圓につきまして、田川議員から詳細に述べられておりますので省略いたしますが、これらのことを考へてまいりまして、地方経費の三三%を占め、かつまた、一千件に及ぶところの補助が、それぞれ国の施策をもつて地方にその実施を要求いたしておるのであります。この点につきまして、特に地方制度調査会、並びに地方税制調査会、あるいはまた臨時行政調査会等におきましてもいろいろの答申がなされておりますが、これらの答申を一体どのように措置いたしておるかという点につきまして、もう少し関係大臣から詳しく御説明をお願いしたいと同時に、超過負担の原因となつておりますところの単価の問題その他につきまして、四十年に於ける地方財政計画の中で、どのような改善が行なわれたか。これらの点につきましても御報告をお願いしたいと思います。(拍手)

なお、地方債の一般会計における現在高は、昭和三十九年度におきまして九千二百九十三億圓に達しております。しかも、昭和四十年に於けるところの償還は一千三百三十四億圓になつておるのであります。特別会計を含めると一体起債

残高は幾らになつておるか、この点を自治大臣にお聞きしたいのであります。しかも、国におきましては、一般会計におきまして公債を発行することを禁じられておるわけであり、すなわち、地方におきましては、いま申し上げましたように、一般会計におきまして一千六百億圓、特別会計をまぜますならば、四千九百四十八億圓という膨大な借金をかかえるという計画になつておるのであります。これらの起債に對しますところの償還計画は一体どうなつておるか、これに對する措置等につきましても、この機会に明らかにしたいのであります。特に水道事業等におきましては、独立採算制がとられておる關係上、しかも、現在、累積赤字が増高いたして、また起債の償還が拡大されてまいつておる、そういう中におきまして、東京、大阪その他の都市におきまして、水道料金の値上げが発表になつておるわけであり、これらの点につきましても、一体累積赤字はどうなるのか、水道に對するところの起債償還に對しまして一体的な措置を現にとられておるか、この点につきましても、現在政府のとられておる措置に對しまして、この機会に説明をいたしたいのであります。

最後に、給与費についてであります。給与費の増高は、給与改定、ベースアップ等による経費が大部分を占めております。本年度におきましては、国の特別会計から給与改定に要する費用百五十億圓を前借りいたしておるわけであり、当然昭和四十年に於ける給与改定、ベースアップ改定が人事院勧告によつて行なわれることと考へるのであります。これらに對する財源は地方財政計画の中に見込まれておるかどうか。並びに、地方財政に對しまして最終的な責任を負つておる政府

は、これらの財源をどのように見積り、あるいはまた準備をいたしておるか、この点につきましてもお伺いしたいのであります。

以上、私は、地方財政計画に對する若干の点に對する質問をいたしたわけであり、すなわち、繰返して申し上げるに、地方財政の危機は深刻の度を加へておるのであります。これらの危機の原因を正しく理解し、この解決のために国が適切な施策をとらなかつたならば、ますます地方財政の危機は激化すると同時に、地方におけるところの格差の拡大、地方財政の悪化、行政の危機深刻なるものが惹起することを憂うのであります。この点を警告いたしまして、私の質問を終わらしていただきたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 地方財政計画は、御承知のように、本来は、地方交付税法第七条に基づいて、地方公共団体の歳入歳出総額の見込みを提出するのでございますが、これは例年三月にはなりました。この時期につきましては、ややおそいではないかという御非難がございますが、つとめて早目に出したいと思ひましたが、なかなか固に合わない点がありまして、例年三月になつておるようであり、したがって、この地方財政計画のおもなもののだけでも予算審議と並行して御審議をお願いすることが必要ではないかということで、いつもかような意味合いで本計画の御審議をいたしておるのであります。したがって、いづれ急いで、交付税法に基づく計画は追っかけて出すことになつておりますから、御承知願ひたいのであります。

地方財政と国の財政とはもちろん密接不可分の關係にありますし、今日までも、国の予算を審議

する際に十分地方財政の需要につきましては審議をいたしておるのであります。十分検討を加え、そうしてその計画がで上がるのであります。したがって、私は、国と地方との協力が全体の予算編成のポイントだということを申し上げておきます。

また、地方財政につきましては赤字、これはいろいろ原因があるようでございますから、この原因に対しての対策を立てなければならぬのでございしますが、先ほど田川君の質問にも答えたような点がございまして、基本的に行政制度のあり方についても検討を加えたいと思います。現状におきましていかに処理するかというところは、自治大臣から説明をお聞き取りしたいと思いますが、（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣（田中角榮君） 国と地方財政の健全化につきましては、国も地方も十分前向きで検討していかなければならぬことは論をまちません。また、国と地方との財政の関連性につきましても、密接不可分のものがございます。

ただ、ここで申し上げておきたいことは、いままでは高度成長が続きましたので、地方財政計画と相当大きな違いのある決算が行なわれました。三十七年等は、地方財政計画と七千億、八千億の差もあったわけでございますが、これからは安定成長期に入りますので、自然増収を大きく見積もることができないわけでありまして、その意味におきまして、地方財政計画も国の計画とあわせ、十分健全化に向かつていかなければならぬと思っております。

ただ、地方財政の健全化ということを考えますときに、国があらゆることを措置すればいいとい

うことを端的に言われる方がございますが、しかし、三兆六千五百八十億円の国の予算の中で、実際に交付税として七千数百億が地方に交付されております。同時に国の支出金が約一兆円近くあります。でありますから、三兆六千五百億円の国の予算の中から一兆七千五百億を差し引くと、国のほんとうの予算は一兆九千億、こういうことになるわけでありまして、また、三兆六千二百億円のうちから、国に納付する金額は約五百億であります。ですから、現在の状態においてすでに地方財政は国の約倍であります。ですから、この事実を十分踏まえながら、国も地方財政も密接な関連を持ちながら健全化に努力していかなければならないことは言うまでもないのであります。

なお、先ほど、第二点として、約千件にわたる補助金等の件数を申されましたが、補助金等合理化審議会の答申を尊重いたしまして、三十八年九百十六件であったものが、三十九年に八百五十七件、四十年、ただいま御審議をいただいております予算では七百八十三件、三十九年に比べまして七十四件の合理化を行なっておるわけであります。（拍手）

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕
○国務大臣（吉武恵市君） 地方財政計画と同時に、交付税法第七条による法律案を出さないかというところは、先ほど総理大臣からお答えのあったとおりでございます。

なお、地方財政と国の財政との関係は、ただいま大蔵大臣から御答弁のあったとおりでございます。なお、地方財政がだんだんと膨張をきておるんじゃないかというお話をございましたが、これは、本年度は前年度に比べて一五・一％でございます

ますが、前年度は一九・二％、つまり、前年までは自然増収が非常に多かったために、自然にこの地方財政が膨張してきたわけでございます。しかし、これからはなかなかそうはまいりません。そこで、先ほど申しましたように、地方財政も今後国と同じように健全均衡財政でいかなければならない、こういうことを地方にも強く指示しておるところでございます。

なお、三十九年度の決算はどういうふうになっておるかというお尋ねでございましたが、三十九年度の地方財政の収支計算は目下進行中でございます。いまのところ明確になっておりません。しかし、先ほど申しましたように、自然増収がだんだんと減ってきておるときでございますから、幾ぶん悪化の傾向があると思われまして、次に、地方財政の内容において、社会開発的な事業が十分に繰り込まれぬではないかというお話でございました。この点は、先ほど申しましたように、自然増収がだんだん小さくなっておりまして、十分なことではできませんけれども、その中におきましても、起債その他の面におきまして、地方財政計画の中に遺憾なく繰り込んでおるつもりでございます。

なお、大都市における財政がだんだん悪くなっておるが、これに対してどういうふうな処置を考へるか、地方債も相当大規模になつておるが、どうかというお尋ねでございます。そのとおりでございますが、大都市における再開発に要する事業につきましては、今度の予算におきましても相当の起債のワケを認めまして、これによって処理をしていくつもりでございます。

それから起債の残高でございますが、現在の起債の額は一般会計が約八千億、公営企業債が約八

千億程度になっております。水道事業のみの現在高は約三千億でございます。

なお、このように公営企業の起債がだんだんと大きくなっておるが、その償還計画はどういうふうにしておるかというお話でございますが、これは公営企業が独立採算制のためをえをとっており、その中でこれをまかなっていくというたてまえをとっておりますので、先ほど申し上げました地方財政計画の中には繰り込んでおりません。しかしながら、だんだんとその償還利子等のために赤字になっておりますことは御指摘のとおりでございます。現在すでに三百七十二億という赤字が出ておるわけであります。したがって、政府といたしましては、昨年の七月、地方公営企業制度調査会を設けまして、これによってその対策を慎重に調査、検討していただいております。昨年の十一月の中間答申におきましては、その第一が、料金をあまり押えてはいけぬ、適切な時期に、適当に是正しなければならぬという点が一点であります。その次に、事業の合理化をやはり同時にやらなければならぬという点が第二であります。第三の点は、いま赤字になっておる一つの原因には、地方債というものが相当大きく、これがいわゆる民間の公募によって短期の高利の起債をやつておるので、それをどうするかというためには、政府資金で比較的安い利子の融資を世話していくべきだという答申が出ております。そこで、四十年予算におきましても、地方債におきましては政府資金を従来よりも増しまして、これで幾分とも緩和をはかる、同時に、目下大蔵大臣と、政府資金におきましては従来よりも償還年限を長くしようということで、目下折衝中でございます。（拍手）

〔国務大臣小山長規君登壇〕

○国務大臣(小山長規君) 建設省で河川や道路や下水道などの五カ年計画をつくる際に、地方を無視しておることはないか、あるいは地方の単独事業をふやして地方財政を圧迫してはいないかというお話をしていますが、私も長期計画を立てますときには、十分に地方の意見を聞きまして、そして地方財政に対する影響を政府内部において十分配慮の上この五カ年計画を決定するのであります。こういうことで、今後そのようなおそれはないものと考えます。

また、地方単独事業の決定にあたりまして、過去の実績の推移を十分考慮し、また交付税、起債等の見直しにつきましても、各省と十分打ち合せの上で決定をいたしておりますから、地方を圧迫するようなことはございませんことを申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣増原恵吉君登壇〕

○国務大臣(増原恵吉君) 補助金等に関する臨時行政調査会の答申の扱いについてお尋ねがあったのでございます。ただいま大蔵大臣からお答えのありましたように、補助金等につきましては、補助金等合理化審議会で答申がございました。これに基づいて大蔵省において措置されつつあるわけでございます。臨時行政調査会の答申は、この補助金等合理化審議会の答申の線をまず尊重、是認いたしましたうえで、補助金の合理化なり簡素化なり、あるいは効率化なり基準化なり等について答申いたしてあるわけでございます。これは政府としては、行政改革本部で一応受けとめまして、ここで目下検討を続けておるわけでございます。大蔵省及び関係各省と調整をいたし、また、一面は行政管理庁で補助金等についての監査を行ないま

して、これに基づく事項等を組み合わせまして、すみやかに結論を得るように目下努力中でございます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私、ただいま自治大臣から説明がございました昭和四十年年度の地方財政計画に對しまして、主として総理大臣に所信を伺いたいと思ふのでございます。同時に、同僚各位からかなり詳細に質問が行なわれておりますので、できるだけ重複しないように簡単に申し上げます。第一に聞いておきたいと思ふことは、国の予算と地方財政計画のいわゆる構成の比率の問題でございます。

国の四十年年度予算は、その予算の総支出額の九四・四％が税金と印紙代と専売納付金によつてまかなわれております。全くの健全財政を誇示されておることは、大臣の説明のとおりでございますが、これを地方財政に見てみますと、遺憾ながら税収によつてまかなわれる分は四一％でございます。これに譲与税あるいは交付税を加えてまいりまして六二％にしかならない。これに借金を加えて、その他のものでかろうじて今日の地方財政が数字のつじつまを合わせておるといふところでございます。一体、総理大臣は、国だけが健全財政であれば、地方はどうでもよろしいとお考えであるのかどうか。国も健全財政なら、地方もひとつ健全財政にしたいのだ。ことに、私この際最も遺憾に考へておりますことは、

国は公債を発行しないという強い態度をとつておられますが、遺憾ながら、地方の自治体では、国内債ではございません、外国債を今日募集しておる団体があることは、御存じのとおりでございます。これは一体どういう意味なのか、この点をひとつ明確に聞いておきませんと、国の財政健全政策というのが、どうもわれわれには納得がいかないからでございます。

外国債をいま持つておりますのは、大阪市が三十九年までに四カ年で一億マルク、約九十億になる金でございますが、これが大阪市の埋め立ての事業に使われるということで、ドイツにおいて募集されておるのでございます。もう一つは、東京が二千万ドル、すなわち七十二億が港灣施設のために、これはユーロダラーと申しております、いわゆるアメリカ以外にある欧州のドルをこれに引き当てておるのでありますが、ここで募集されておる。さらに五千万ドル、百八十億が東京の水道の建設のために募集されておる事実を、私は、田中大蔵大臣も知らないとは思へられないと思ふます。

こういうことで、国のほうはいかに健全財政を誇示されておりますが、地方財政になつてまいりますと、外国債までも地方に押しつけようとするものか、外国債までも地方に押しつけようとするものか、私には、どうしても納得がいかない。もつとも、その面につきましては、実は理由がないわけではない。国内債は、御承知のように、政府資金を借りまして六分五厘である。公営企業の公庫の金を借りまして七分三厘である。ところが、このマルク債は、大體利回り六分七厘になつておる。ユーロダラーは六分二厘になつておる。これはずいぶん妙な話でありまして、外国に行つて金を借りたほうが利息が安いから、外国に行つて金を借りようというのだ。これもしかし、私は、日本の外貨の保持の關係から申

し上げますと、いかがかと存する。どうかこの辺について、ひとつ総理大臣並びに田中大蔵大臣から明確な御答弁を願つておきたいと思ふのでございます。

次に私が聞いておきたいと思ふことは、本年度の地方財政計画に對します問題でございます。御承知のように、この地方財政計画では、税収の伸びを一五・五％と見込まれております。これは昨年度、いわゆる三十八年度對三十九年度と全く同じ比率でございます。ところが、国の本年度の財政比率はどういうことになつておるのかという、これは皆さん御存じかと思ひますが、三十九年度当初予算に對しましては一二・七％しか伸びておらない。補正をこれに加えてまいりますと、昨年度比一〇・三％しか税収の伸びを国のほうは見えておらない。ところが、地方のほうは一五・五％を見ているのですから、ここに私はかなり大きな無理があるのではないかと考えられる。大體国のほうがいいところはみんなとつておるのですから、地方のほうは、この不景気で何ら税収が集まらないのだ。にもかかわらず、こういう、まるきり水増しという自治大臣おこるかもしれないが、大體水増しに近いようなことがここに計画されておる。

その次に問題になつてまいりますのは、四十年年度の地方財政のつじつまを合わせるために、起債が非常にふえておるといふことであります。二五％もふやしておる。これに對して、先ほど自治大臣は、地方財政が困難しているから起債をふやしましたといつて自慢されておりますが、起債は借金でございますから、ただ国からもらったわけではないのであります。そう自慢されるほどのものではないと私は考へる。こういう問題を含んで

おる。

同時に、今度は、これを歳出の面で見てもいいですと、昨年度は単独事業費が、この地方財政計画の中で一九・二%あったはずであります。これはこれが一五%に削られておる。大体四・五%だけ地方の単独事業というものが圧縮されておる。この二つを並べてみると、この四十年度の地方財政計画くらい不安定な、不健全なものはないと申し上げても差しつかえないのではないかと私は考える。この点について、一体自治大臣は確信があつて健全財政だと言へるかどうかというところを、この機会にお聞かせを願つておきたいと思うのでございます。

それから、さらにもう一つの問題は、たびたび問題になっております、いわゆる地方債の問題でございます。

地方債の総額は、先ほどもお話のございましたように、大体九千二百億円余といわれておりますが、今年度の地方の公債費は、実に税収の八・九三%で、これが外部借金の支払いのために充てられておる。地方財政計画三兆六千幾らの中の約三・六%が公債費に充てられるということが数字的にははつきり出ておる。そこで、この問題をもう少し突き進んで考えてみますと、結局本年度地方財政計画の歳入におきまして公債の占めております割合は大体五%でございます。歳入において五%占めておいて、そうして歳出の面において総予算の三・六%がここに支払われるということになってまいりますと、ここの二五%ふやしたという公債は、借金を支払うために借金をさせたというだけであつて、私はたいした効果はないと考える。こういう点について一体どういうふうにお考えになっておるのか、その点をこの際明

確にしておいていただきたいと思うのでございます。

その他の問題につきましては、大体先ほどからいろいろ御議論がございましたので、私は省略をいたしたいと存するのでございます。しかし、こういう問題についてほんとうに地方財政を健全化しようといふためには、少なくとも自主財源をこれに与えなければならぬ、われわれは最初からちゃんと交付税は三〇%にしていただきたいというところを年々歳々申し上げておる。ところが、一向これが三〇%にならないで、今年も〇・六%というふうな、実際にはほんの数字がここに計上されておる。私は、今日地方財政が破綻に瀕しておる、死に瀕しようといつたしておりますときに、ほんとうに佐藤内閣総理大臣が地方開発を行なわれたいといふならば、地方の単独事業、あるいは地方のここの予算の中で二七%のウェートを占めております国の補助金に相対抗することのできるだけの財源をここに与えてもらいたい。それには地方交付税を三〇%に伸ばすと同時に、多少言い過ぎかもしれませんが、少なくとも今日の専売納付金の全額、地方住民の消費するたばこの税金は、そのまま地方にこれを渡すという形をとつて、そうして地方財政の健全化をはかつていくという方向がどうして出されないかということ、私はこの機会にお伺いしておきたいと思うのでございます。

次に問題になってまいりますのは、御承知のように、公営企業に対します今日の問題でございます。

公営企業につきましては、先ほどいろいろ議論されておりますが、どうも少し大臣の数字が違つておるようであります。私が訂正するのめいかが

かと思ひますが、大臣のお話になっております公営企業の赤字の数字は、いわゆる法適用事業団体の三百七十五億六千八百万円だと思ひます。しかし、これだけではございませんで、地方には法の適用を受けない小さな市町村の公営企業があるわけでありまして、これの赤字を累積いたしてまいりますと、結局赤字の総額は五百六億六千六百万円になるというものが、大体私は正しい数字ではないかと考えるのでございます。こういうふうな考えをまいりますと、今日の地方の公営企業は、水道事業においては三六%、電車あるいはバス、いわゆる六六%が実は赤字会計になっておるということである。もちろん、これに御承知のように国民健康保険を入れてまいりますと、かなり大きな赤字が出てくるはずであります。

私どもは、これらに対していかに対処していくかということが非常に大きな問題である。これは公共料金の値上げとともにわれわれは考えなければならぬ問題だと考えておるが、この問題については、私は、少なくとも今日の地方公営企業に對しては、一つの提案をいたしまして、今日都道府県あるいは市町村が、郊外へ郊外へとその発展を見ております関係から、財政投資、いわゆる先行投資といわれておりますものが非常にたくさんな数字になつてあらわれてまいつておるのであります。そこで、この新しくできてまいりましたたたくさんの先行投資と旧来のものとは、いまほとんどどどんぶり勘定のような形で計算されておりますところに、今日の公営企業の非常に大きな問題がありはしないか。したがつて、これを切り離して、従来公営企業として十分に独立採算のところがそこはそのまま置いておいて、そうして、

どうしても採算のとれない、不経済にでき上つております、新しく伸びようとするところの地域に對します公営企業については、これを特別会計にして、ここに利子補給を行なつていくということにすれば、今日の公共料金の値上げをしなくても済むのじゃないかと私どもには考えられる。私は、何もこの公営企業だけに利子補給をしるというところではないのであつて、建設省が持つております住宅金融公庫の補給金あるいは日本住宅公団の補給金というのは、大体利子補給が二・四%行なわれておることは御承知のとおりであります。また、運輸省の持つております市中金融機関の外航船舶建造融資利子補給は三・一%行なつておる。同時に、日本開発銀行が持つております外航船舶建造融資利子補給にいたしまして二・五%の利子補給が行なわれておるのであります。

私どもは、これらのものが不要のものとは申し上げませんが、いずれにいたしましても、個人の財産であるかあるいは株式会社であるという、営利会社であることに間違ひはございません。営利会社であることに間違ひはございません。営利会社であるという事業について、いかに国家経済に關係があるからといって、こつこつ利子補給をいたしております今日の状態においては、少なくとも地方の公営企業に對しましては、私は、国が補給金を出すということはたいして不都合じゃないというところが考えられるからでございます。こういう御意見があるかどうかということ。もう一つの問題は、今日の日本の公営企業に對します金利は非常に高いのであります。一番安いので六分三厘から六分五厘、もう少し高いのは八分をこえておるのであります。しかも、償還期間は大体十八年になっておる。こういうことでは、ほんとうの公営企業というものは満足に育たな

い。これを米国、カナダあるいはイギリス等のこの種の問題と比較をいたしてまいりますと、大体三国のこの種の公営企業に対する利子は三分五厘が平均の数字である。しかも、償還年限は四十年から五十年になっておるといふことである。こういう形において初めて公営企業は育つていく。私は、公共料金の値上げを今日押えていくということが政府の目下の急務であると考えてるが、総理大臣はこの点についてどういふお考えをお持ちになつておるか、お聞きしたいと思うのでござい

す。最後に聞きしたいと思ふことは、いろいろ議論はございしますが、問題になりますのは、国と地方との会計年度の關係がきつめて地方財政を不健全にしてゐる一つの事實でございします。国も

地方も三月三十一日で締め切つて、四月一日から発足するという形になつておりますから、結局、三月三十一日にならなければ、国のほんとうの数字の交付税もきまらなければ、補助金の額もきま

らない。したがつて、これが地方に分配されるのは、早くて七月から九月になつておる。東北、北海道のように、十一月から来年の三月一ぱいはほとんど土建事業ができないというところ

では、少なくとも半年は遊んでいなければならぬといふような実情であつて、全く今日の地方財政を非常に苦しめておる。同時に、現在各都道府

県や市町村が予算の審議をいたしておりますが、補助金がきまつておらない、交付税がはつきりきまつておらないために、組む予算はすべて骨

格予算であつて、地方公共団体が実際にやられてまいります予算は、全部更正予算、補正予算によつてこれが審議されるという、きつめて不健全き

わまる地方財政になつておるといふことは御承知

のとおりであります。これは私どもぜひ是正しな

ければならない、そうして、予算の効率的使用と行政運営の円滑化をはかつていくことをするに、私は、少なくとも国の会計年度を暦年にして、地

方自治体の会計年度をいまの三月三十一日で締め切つて四月一日に発足する、こういう形にするこ

とが、国と地方との財政の円滑化と同時に、地方財政が行政の面においてほんとうに混乱しない、十分にその効果を發揮することができるといふこ

とを、私は確信を持って申し上げたいのでござい

ますが、この点について、総理大臣あるいは大蔵大臣から、私のこの提案に対してどういふお考えをお持ちになつておるか、お聞かせを願ひたいと

思ふのでございします。以上をもつて私は四十年の地方財政計画案に

対する質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 国も健全財政、ま

た地方も健全財政であること、これが望ましいこ

ないだらうか、かように私は思ひます。

先ほど御指摘になりましたあるいは大阪、東京、これらのところで、一時にその資金を獲得す

ることは困難だが、同時に、その事業自身が長期にわたるものである、そうして、その意味におい

ては長期にわたつて市民自身が負担する、かような意味においての起債、かように私は理解いたし

ておりまして、適当な処置ではないかと思ひます。また、公営企業についての今日の赤字、これに

つきましては、先ほど来お答えいたしましたのでありますが、その金額が五百六億になつておる、たい

へんな金額でございします。したがひまして、事業という以上、その事業自身が採算に乗ることが

望ましい。かような意味で経営の合理化をはかるし、同時にまた、料金等の改定もやむを得ない措

置として、その適正化をはかつていくことの処置がとられる。いずれにいたしましても、地方公営企業制度調査会というものがございします。今日ま

では、その中間報告によつてわれわれは処置しておるのでありますが、いずれ今秋には本格的な答

申がでてくる、かような状態でございしますから、その答申を待ちまして、しかる上で処置したい、

かように考えます。(拍手)

〔内閣総理大臣吉武恵市君登壇〕
○内閣総理大臣(吉武恵市君) お答えいたします。

地方税が一五・八%で無理をしてないかというお話をございしますが、これは相当検討をいたしまし

て、確実に収入できるものという前提で組んでおります。

なお、地方債が二五%に、非常に大きく伸びて

いるじゃないかというお話をございしますが、その

とおりでございします。それは地方における住民の福祉のため、社会開発のためにも必要であります

ので、この点を広げまして、二五%にした次第でございします。

なお、単独事業が減つてはいないかというお話

でございしますが、これは先ほど申しましたよう

に、地方財政が健全均衡財政になりましたために、

従来のような大幅な自然増収が望まれませんので、

勢い圧縮されたのはやむを得ないところでござい

ます。

なお、自主財源を与えたらどうかというお話で

ございしますが、これは私どももできるだけ自主財

源を考えたいのはございしますけれども、目下

のところでは、いい自主財源というものもまだ見

つからないのでございします。

なお、公営企業の赤字につきましては、先ほど

私は三百七十二億と申しましたが、これは御指摘

のとおり法適用の公営企業だけでございまして、

法適用を受けない他の企業が約百三十億余りござ

いますので、合計いたしますと五百億程度にな

る次第でございします。

なお、この際、先ほど佐野さんからの御質問

中、新産都市に対する財政措置についての御質問

がございしましたが、これはいままでの新産都市の

中に多少行き過ぎた先行投資等がありまして、

困つてゐるところもございしますが、これは再建団

体等の処置によつてめんどうを見ていくつもりで

ございします。

なお、もう一つの点は、給与ベース、四十年

度における人事院勧告等があつた場合に、その給与

ベースをどうするか、財源をどうするかというお

話をございしますが、実は、これはいまのところ

はどのようになるかわかりませんので、そのとき

になつて考えていきたいと思つておる次第でござ

います。(拍手)

昭和四十年二月二十三日 衆議院會議録第十号

昭和四十年度地方財政計画についての発言に対する門司亮君の質疑 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案について 一二三

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど総理大臣からおおむねお答えいたしました、地方財政の健全化ということとは、国も地方も同じ考え方で健全化をはかっております。ただ、先ほど御指摘になりました数字を少し詳しく申し上げますと、税収の割合は地方財政で四一％でございますが、交付税と譲与税を合わせると、一般財源は六二％になります。あとは全部起債のような感じが出ておったようでございますが、国庫支出金が二七％ございます。雑収入が七％ございまして、地方債は五％でございますので、国家財政と比べてアンバランスであるということは言えないわけでございまして、地方財政も健全な姿であると考えております。

それから、地方債の問題についても総理大臣がお述べになりましたが、国も地方も、地方債以外の歳入をもつてまかなうことを原則にいたしておりますが、国と違いまして、地方公共団体は規模が非常に小さいので、将来にわたって償還を必要とするというような事業を行なう場合、地方債によるということは、その性質上やむを得ないと思います。しかし、これが健全性を阻害するものではないということは、その性質上明らかでございます。外債につきましては、総理大臣からお答えがありましたから、これは省きます。それから、たばこの専売納付金を地方へ交付せよということでございますが、御承知のとおり、

たばこの財源は、電気ガス税の代替財源としても相当使つてまいりましたし、国の財政の事情を見ますと、いまこれを地方に交付する、移しかえをするという考えはございません。

なお、公営企業に対して利子補給を行なうか、もしくは金利を下げるようにということでございますが、現在の資金運用部資金のコストの状況を考えますと、公営企業に対する金利を引き下げるというような状態ではないのであります。

最後に、地方と国との会計年度の問題についての御質問がございましたが、しかし、国と地方とはどうしても年度が一つでなければならぬという考え方でございます。ただ、行政制度調査会等の答申もございしますが、国を暦年度にするという考え方につきましては、私は、個人的に、こういう問題は、その方向で検討を必要とするという考えでございます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑は終了いたしました。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。自治大臣吉武恵市君。

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕

○国務大臣(吉武恵市君) 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方交付税の算定につきましては、逐年その合理化をはかってまいりましたのでありますが、明年度におきましては、道路整備事業をはじめとする公共事業費の増大、生活保護その他の社会保障制度の拡充、給与改定の平年度化、その他制度の改正等により、地方団体の財政需要が増加いたしますので、地方財政の現況にかんがみ、国税三税に対する地方交付税の率を〇・六％引き上げて二九・五％に改め、地方交付税の総額の増額をはかるとともに、これら増加経費に対応する財源を関係地方団体に付与するため、単位費用の改定等普通交付税の配分の合理化をはかるための所要の改正を行なうとすることを要するものであります。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方税につきましては、最近の数次にわたる改正により、住民負担の軽減合理化をはかってまいりましたのでありますが、ことに、本年度におきましては、市町村民税、電気ガス税等について大幅な税制の改正を行なったのでありまして、このうち、市町村民税所得割りの負担の不均衡は正につきましまして、明年度においても本年度に引き続き実施されることになっておりますのであります。他

方、明年度の地方財政の状況を見ますと、国庫

予算の増加に伴う公共施設の充実、社会保障の拡充等のための負担の増加、地方公務員の給与改定に伴う給与費の増加等によりまして、予期される地方税及び地方交付税の自然増収をもつてしても、これをまかなうことに十分でない現況にありまして、別途、地方交付税率の引き上げを提案いたしているような次第であります。したがって、明年度の地方税制の改正にあたりましては、たゞいま述べましたような実情を考慮いたしまして、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、電気ガス税の免税点の引き上げ等、主として中小所得者の負担の軽減をはかり、あわせて自動車税及び軽自動車税の負担の合理化をはかることを中心として、所要の改正を行なうこととしたのであります。

以下順を追って、地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。道府県民税及び市町村民税におきましては、明年度に行なわれる法人税の税率引き下げに伴う法人税割りの減収を回避するため、道府県民税法人税割りの標準税率を百分の五・五に、市町村民税法人税割りの標準税率を百分の八・四に、それぞれ改定いたすことといたしました。

第二は、事業税についてであります。事業税におきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、個人事業税の事業主控除額を二十四万円に引き上げました。

第三は、自動車税についてであります。近年自

自動車台数の増加は著しく、これに伴って、道路の新設改良等直接道路に關する経費のほか、交通取り締まり等自動車の増加に原因する行政経費が著しく増加していることなど、現行の自動車税率が定められた後における諸事情を勘案し、また、その反面、国民の生計費等に与える影響をも考慮し、營業用小型自動車、観光貸し切り用バス以外のバス及びトラックを除きまして、その他の自動車につき今般自動車税の税率を五〇%引き上げることとした。なお、これと同じ趣旨により、四輪以上の乗用軽自動車につきまして、軽自動車税の税率を同じ割合で引き上げることとしております。

第四は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、零細負担の軽減合理化をはかるため、免税点を電気については月額四百円、ガスについては月額五百円に引き上げることとした。以上、所得税法及び法人税法の全文改正に伴う関係規定の整備その他税制の合理化のための規定の整備を行なっております。

以上、地方税制の改正につきまして概要を御説明申し上げましたが、これに伴う明年度の地方税の増減収額は、国税改正による影響分を含めまして、総額では、初年度八十億円の増、平年度五十億円の増となっております。なお、別途本年度の改正により明年度に実質減税となるものとして、初年度二百六十億円の減、平年度二百八十億円の減がありますので、これを通算いたします

と、明年度における実質的な住民負担といたしましては、初年度百八十億円、平年度二百三十億円の減税が行なわれることとなるのであります。以上が、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○海部俊樹君 ただいまの趣旨説明に対する質疑は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(田中伊三次君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 愛知 揆一君
厚生大臣 神田 博君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
運輸大臣 松浦周太郎君
建設大臣 小山 長規君
自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

国務大臣 増原 恵吉君
内閣法制局第三部長 荒井 勇君
自治省財政局長 柴田 護君
自治省税務局長 細郷 道一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十九日、本院は原子力委員会委員に青木均一君、武藤俊之助君及び西村熊雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十九日、本院は文化財保護委員会委員に石田茂作君及び細川護立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(要求書受理)

一、今二十三日、内閣から、人事官に島田巽君を任命したいので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十九日、地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 久保田四次君(理事渡海元三郎君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 竹本 孫一君
社会労働委員 八木 一男君
田中織之進君
片島 港君

通信委員 中嶋 英夫君
山中日露史君
建設委員 栗原 俊夫君
高田 富之君

予算委員 田中織之進君
野原 覺君
山花 秀雄君
佐々木良作君
八木 一男君

決算委員 神近 市子君
栗原 俊夫君
森本 靖君
山中日露史君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 片島 港君
有馬 輝武君
久保 三郎君
大出 俊君

決算委員 神近 市子君
野原 覺君

一、昨二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 武市 恭信君
福永 健司君
法務委員 片島 港君
神近 市子君
長谷川正三君
高田 富之君

商工委員 中井徳次郎君 中澤 茂一君	岡本 隆一君 竹本 孫一君	永井勝次郎君 安井 吉典君	審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 外務大臣権名悦三郎君不信任決議案 山本幸一君外四名
建設委員 桜井 茂尚君 永井勝次郎君	山花 秀雄君 片島 港君	田口 誠治君 藤田 高敏君	(議案受領) 一、昨二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 特許法等の一部を改正する法律案 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
木部 佳昭君 佐藤 孝行君 根本龍太郎君	野原 覺君 山花 秀雄君 栗原 俊夫君	高田 富之君 永末 英一君	造船法の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第四五号) 地方行政委員会 付託 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号) 建設委員会 付託 一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号) 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號) 以上三件 商工委員会 付託 電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号) 石炭対策特別委員会 付託
予算委員 高田 富之君 中澤 茂一君 永末 英一君 永井勝次郎君 桜井 茂尚君 中井徳次郎君 田口 誠治君 藤田 高敏君	有馬 輝武君 久保 三郎君 片島 港君	木部 佳昭君 佐藤 孝行君 中井 梅吉君 福永 健司君	一、去る十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。 地方税法の一部を改正する法律案 一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。 所得税法案 一、昨二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(藤生良方君外一名提出) 一、昨二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。 証券取引法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案 一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
決算委員 中村 梅吉君 根本龍太郎君	野原 覺君 神近 市子君	武市 恭信君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中村 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の
中井 梅吉君 根本龍太郎君 木部 佳昭君 武市 恭信君	中澤 茂一君 高田 富之君 神近 市子君 片島 港君	中井 梅吉君 木部 佳昭君	一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の

一、昨二十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）（予）

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第九四号）（予）

以上二件 商工委員会 付託

造船法の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）（予）

（議案送付）

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

製造たばこの定備の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院会議録第九号中正誤

（一）段 行 誤

正

九三 三〇 かなり出され

かり出され

九七 四三 計画

計画等

九一 三六 いけるものを

いけるものと

九一 四〇 ましたため

ましたため

九二 三三 想定して

想定した

九四 三七 考え

お考え

一〇〇 三二 あります、

ありますが、

一〇〇 四四 います、

ありますが、

一〇〇 四四 います、

います、

昭和四十年二月二十三日 衆議院會議録第十号

一二六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（郵送料別）

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（外線）